

「とくしまー0作戦」 地震対策行動計画 plus

(徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画)

ー南海トラフ巨大地震及び活断層地震に備え、

死者0(ゼロ)を目指すー

令和5年度改定版(案)

2 計画の理念

県民の尊い生命を守ることを最重要の課題として次の理念を掲げ、地震津波対策を推進します。

南海トラフ巨大地震及び活断層地震に備え、 死者0(ゼロ)を目指す

3 計画の位置づけ

- (1) 「徳島県国土強靱化地域計画」の地震津波対策に関する「部門計画」とします。
- (2) 『『未知への挑戦』とくしま行動計画』のターゲットの一つである「強靱とくしま・安全安心」を実現するための施策の推進方向を示すものです。
- (3) 平成24年12月に制定した「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第10条で規定する「県が実施する震災対策に関する施策をとりまとめた計画」として位置づけています。
- (4) 「徳島県地域防災計画(南海トラフ地震対策編及び直下型地震対策編)」において、県が実施する災害対応について、平常時から取り組む各種対策を示すものです。

4 計画期間

計画期間は、平成23年度～令和5年度までとします。

「集中取組期間」 平成23年度～平成27年度

「後期計画期間」 平成28年度～令和5年度

(「計画⁺(プラス)」 令和3年度～令和5年度)

※令和3年度からは、「事前復興」の取組についてタグ付けを実施

5 計画の進捗管理

毎年度、各施策の進捗状況を検証し、必要な場合、計画の見直しを行います。

また、検証・見直しにあたっては、外部の有識者からなる「徳島県国土強靱化地域計画及び徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画推進委員会」を設置し、委員からの意見や提言を適切に反映します。

6 計画の体系

5つの重要項目と39の分野別項目

項 目 名	頁
I 加速する地震津波対策	
1 地震津波対策の計画的な推進	5
II 進化する「命を守る」対策	
1 県民防災力の強化	
(1) 県民防災意識の啓発	7
(2) 学校における防災教育の推進	10
(3) 防災を担う人材の育成	12
(4) 自主防災組織の充実強化	15
(5) 災害ボランティア活動の促進	17
2 緊急的な津波対策の推進	
(1) 津波避難意識の向上	19
(2) 津波避難訓練等の充実・強化	21
(3) 津波避難困難地域の解消	23
(4) 津波情報等伝達体制の強化	25
(5) 海岸保全施設の整備推進	26
3 行政の災害対応能力の強化	
(1) 初動体制の確保等、災害対応能力の向上	28
(2) 防災拠点施設の機能強化の推進	32
(3) 防災訓練の充実強化	35
(4) 防災情報・通信体制の強化	37
(5) 広域的な連携強化	40
(6) 行政の業務継続体制の確保	41
4 被災者の迅速な救助・救出対策	
(1) 救助・救急医療体制の充実強化	44
(2) 孤立化対策の推進	47
(3) 緊急輸送体制の整備推進	49
5 要配慮者対策の推進	52
III 「助かった命をつなぐ」被災者支援の強化	
1 災害医療の体制の強化	
(1) 災害医療体制の構築	56
(2) 災害医療を担う人材育成の強化	59
(3) 災害対応力の強化	61
2 新しい生活様式を取り入れた被災者支援対策	
(1) 避難所運営体制等の整備	63
(2) 生活必需品等救援物資の確保・輸送体制の確立	68
(3) ライフライン対策の推進	70
(4) 生活環境対策の促進	73
(5) 住宅確保・生活再建支援対策の推進	75

IV 進展する強靱な社会づくり		
1	震災に強い産業対策・社会づくりの推進	
	(1) 企業における防災対策の推進	78
	(2) 農林水産業における防災対策の推進	81
	(3) 災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築	83
	(4) 公共施設の長寿命化計画の推進	84
2	地震に強いまちづくりの推進	
	(1) 木造住宅等の耐震化の促進	86
	(2) 公共建築物等の耐震化の推進	89
	(3) 大規模地震を想定した都市計画等の推進	91
	(4) 公共土木施設等の地震対策の推進	94
	(5) 土砂災害対策の推進	97
V 立ちあがる復興まちづくり		
1	復興まちづくりの促進	101

7 取り組み事業数

	新規事業数 (数値目標)	継続事業数 (数値目標)	総事業数 (数値目標)
令和4年度改定	28 (0)	422 (196)	450 (196)
令和5年度改定 (今回)	2 ()	449 (210)	451 (210)

【凡例等】

- 「計画＋（プラス）」は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、後期計画期間（平成28年度から令和2年度）の5年を含めた8年間で各年度ごとに区切り、詳細に計画しました。
- できるだけ「数値目標」を設定し、より実効性のある計画となるよう配慮しました。
- 令和5年度新規で取り組む事業には2重下線を付記しています。
- 「徳島県復興指針」に係る事前復興の取組には○を、重点項目に位置づけられている取組には◎をそれぞれ付しています。

I 加速する地震津波対策

1 地震津波対策の計画的な推進

本県で切迫する南海トラフ巨大地震に備える地震津波対策の計画的な推進を行います。

【取組み】	現計画《行程表》								事前復興	DX GX	《担当部局》
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 国に対する「徳島発の政策提言」の実施 南海トラフ巨大地震に備える地震津波対策の推進について、「徳島発の政策提言」を行い、地震津波対策に係る財政措置の拡充等、国の予算への的確な反映を行う。 <あらゆる機会を捉えて提言>	提言										とくしまゼロ作戦課 事前復興室
2 「徳島県地域防災計画」の見直し 本県における大規模地震等の災害に備えるため、過去の大規模災害における課題と教訓を踏まえ、県や関係機関の役割等を検証し、「徳島県地域防災計画」の見直しを行う。	推進					1回/年			○		とくしまゼロ作戦課
3 市町村の国土強靱化地域計画策定の促進 市町村の国土強靱化地域計画策定を促進し、国、県、市町村が一体となって県土の強靱化を推進する。	促進										とくしまゼロ作戦課 事前復興室
4 「津波避難対策緊急事業計画」の策定支援 避難路や避難場所の整備を促進するため、南海トラフ特措法に基づく「津波避難対策緊急事業計画」を策定する市町の支援を行う。 <H27:62.5%→H30:100%>			100%								とくしまゼロ作戦課 事前復興室
5 津波災害警戒区域における「避難促進施設」の指定の促進 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域において、市町村長の「避難促進施設」の指定を促進する。 <H27:30%→H28:100%>	100%										とくしまゼロ作戦課 事前復興室

6	津波災害警戒区域における「避難促進施設」の「避難確保計画」策定の促進 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域において、「避難促進施設」の「避難確保計画」策定を促進する。 <「避難確保計画」策定率 R1:64.1%→R4:100%>							促進	100%				とくしまゼロ作戦課 事前復興室
7	南海トラフにおける観測体制整備及び観測情報活用の推進 南海トラフの地震・津波観測監視システム(DONET2)の観測情報の防災・減災対策への活用について検討を行う。	推進											とくしまゼロ作戦課
8	中央構造線・活断層地震に係る被害想定の方策 中央構造線・活断層地震対策を推進するため、震度分布図、被害想定等の策定・公表を行い、活断層地震対策を促進する。	策定	周知 啓発										とくしまゼロ作戦課 事前復興室
9	南海トラフ地震への新たな防災対応の推進 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応について、「防災対応方針策定検討委員会」を立ち上げ、今後の防災対応のあり方を議論・決定し、着実な推進を図る。			策定	推進								とくしまゼロ作戦課 事前復興室
10	南海トラフ地震への新たな防災対応の推進 県民の安全確保のため、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応について、市町村の計画策定を推進する。 <「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定市町村数 R2年度までに24市町村策定>					24 市町村							とくしまゼロ作戦課 事前復興室
11	地区防災計画の策定推進 地区防災計画の策定を支援するとともに、必要と認められる場合は、当該地区防災計画を事前に作成する復興計画や地域防災計画にあらかじめ盛り込んでおくよう、市町村に対し助言・周知する。							推進			◎		とくしまゼロ作戦課 事前復興室
12	新たな被害想定の方策 10年ぶりとなる国の想定見直しに、いち早く対応し、これまでの防対策の再検証を行い、市町村や地域住民と連携し、県民目線に立った必要な防災対策をハード・ソフト両面から推進するため、「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」の見直しを実施する。								推進				とくしまゼロ作戦課 事前復興室

Ⅱ 進化する「命を守る」対策

1 県民防災力の強化

(1) 県民防災意識の啓発

大規模災害時において、自らの命・身体・財産を守り、被害を最小限に抑えるためには、災害を県民一人ひとりが自らのリスクとしてとらえ、実際の行動に移すことが重要です。
 このため、県民、自主防災組織、ボランティア、企業、医療・福祉機関、行政などが連携協力し、県全体の防災力向上のため、防災意識の高揚を図り、具体的な防災行動の実践へとつなげていく県民運動を展開します。
 また、県立防災センターの一層の利用促進を図り、災害に強い県民の育成を推進します。

【取組み】	現計画<<行程表>>								事前 復興	DX GX	<<担当部局>>
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 とくしま地震防災県民会議の運営 県民、自主防災組織、企業、医療、福祉、行政関係者など地域防災を担う様々な主体が連携し、効果的な地震防災啓発活動等を行うため、県民会議を設置し、県民活動を展開する。	充実							→			防災人材育成センター
2 防災啓発サポーター活動の支援 県立防災センターの「防災啓発サポーター」として登録した「防災士」が、県立防災センターでの防災啓発サポートや交流活動を通じて、知識や技能の向上を図り、自主防災組織等地域の防災活動を活性化し、地域防災力の強化に繋げる。 <「防災啓発サポーター」活動回数 5回/年(R5)>	推進 活動 5回/年							→			防災人材育成センター
3 「徳島県震災を考える日」等にちなんだ啓発の実施 「徳島県震災を考える日」など過去の災害に関する日を「県防災メモリアルデー」として位置づけ、県民に災害と防災について学び、理解と関心を深めてもらうため、県立防災センターにおいて、特別啓発行事を実施する。	実施							→			防災人材育成センター
4 「とくしま防災フェスタ」の開催 子どもから大人まで幅広い年齢層が参加して地震防災について学ぶ「とくしま防災フェスタ」を開催し、防災意識の向上を目指す。	開催							→			防災人材育成センター

5	「とくしま地震防災県民憲章」による県民防災意識の啓発 「とくしま地震防災県民憲章」に基づき、自助・共助・公助それぞれの役割に応じた地震津波への備えの重要性を啓発する。	推進																防災人材育成センター	
6	男女共同参画による県民防災力の向上 徳島県男女共同参画基本計画(第5次)」の普及啓発を図るとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災・事前復興をテーマとした講座等を開催する。	開催																	男女参画・人権課
7	講演会等を活用した啓発活動の実施 講演会やシンポジウムを定期的に開催し、地震防災知識の普及啓発活動を実施する。	実施																	防災人材育成センター
8	「とくしまー〇(ゼロ)作戦」防災出前講座の開催 地域の隅々まで防災に関する知識の普及や防災意識を浸透させるため、地域の寄り合いや事業所の研修会などで防災講座を開催する。 <防災出前講座受講者数 25,000人以上/年>	開催 受講者 20,000人 /年											○						防災人材育成センター
9	啓発パンフレット等の作成・充実 南海トラフ巨大地震等に関する知見や新たな被害想定等を盛り込んだ、県民に分かりやすい啓発資料となるよう、パンフレットや県ホームページ「安心とくしま」の見直し・充実を図る。	見直し 充実																	防災人材育成センター
10	県立防災センター、南部防災館及び西部防災館における防災啓発の充実 県立防災センター、南部防災館及び西部防災館の体験施設や展示内容をより充実するとともに、施設を利用した企画展等を開催することにより、防災啓発を充実する。 また、自主防災組織や防災関係団体等に会議室等施設の活用を促進し、活動の活性化を支援する。 <利用者数5万人程度/年(移動防災センター含む)>	充実 利用者 50,000人 /年											○					防災人材育成センター 南部総合県民局 西部総合県民局	
11	移動防災センターの実施 県立防災センターの展示・地震体験車を活用し、地域やイベントに出向く移動防災センターを開催し、県民の防災意識の向上を図る。 <移動防災センター 150回/年>	実施 150回/ 年																	防災人材育成センター

12	公募による県立防災センターの啓発展示の充実 民間事業者や防災関係団体等から防災用品等の展示内容を公募し、広く県民や自主防災組織等に紹介する。 <1回公募/年>	充実 公募 1回/年										防災人材育成センター
13	地震防災県民意識調査の定期的実施 県民の防災意識に関する現状を把握・分析し、今後の防災対策に反映するため、定期的に地震・津波県民意識調査を実施する。 <3年ごとに実施>			実施			実施					とくしまゼロ作戦課 事前復興室
14	火災予防啓発の推進 住宅用火災警報器をはじめとする防災機器の設置促進及び適正管理の周知啓発を通じて、火災による犠牲者を出さない火災予防意識を醸成する。	推進										消防保安課
15	「自分の命は自分で守る県民運動」の推進 各家庭で、住宅耐震化や家具固定、備蓄などの災害への備えや避難経路などについて「家族防災会議」で話し合い準備しておく「FCP(家族継続計画)」普及・定着に取り組むことにより、自助力の向上を図る。	推進										防災人材育成センター
16	毎月1点検運動の推進 県民の防災意識や防災力の向上を目的とし、昭和南海地震から70年となる平成28年に、毎月1つのテーマに沿った点検を、県民や事業者に呼び掛ける「毎月1点検運動」を創設し、29年以降も運動の定着を図るため推進する。	創設	推進									危機管理政策課
17	西部防災館を活用した防災啓発の推進 西部防災館において、地域住民を対象とした防災に関する講座を開催することにより、県西部圏域の防災啓発の推進を図る。 <「防災」及び「健康増進」講座の実施回数 45回/年>			推進								西部総合県民局
18	災害記憶(遺産)の継承 過去の災害記憶(遺産)を活用した教育活動や関係資料の展示等による啓発活動に取り組む。								推進		◎	防災人材育成センター 文化の森復興センター

(2) 学校における防災教育の推進

災害発生時における児童・生徒の安全を確保するためには、児童・生徒、教職員等が防災についての正しい知識を身につけ、適切に対応することが重要です。このため、児童・生徒に対する防災教育を推進するとともに、学校における防災体制を充実します。

【取組み】	現計画《行程表》								事前 復興	DX GX	《担当部局》
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 「高校生防災士」の養成 防災活動に意欲を持つ高校生の防災士取得を支援し、専門的な防災活動の知識技能を身につけ、地域防災の活力として活動を支援する。 ＜養成(累計) R3:800人 R4:900人 R5:1,000人＞	推進 累計 220人	360人	500人	600人	700人	800人	900人	1,000人			体育健康安全課
2 県立高校「防災クラブ」の活動の充実 高校生の防災ボランティア活動や地域と連携した防災活動を実施し、学校と地域の防災力を高める。	設置	推進									体育健康安全課
3 中学校における「防災クラブ」の設置 中学校に「防災クラブ」の設置を進め、防災活動の知識・技能を身につけるとともに、将来の地域防災の担い手を育成する。 ＜R2年度までに県内中学校の半数に設置＞	設置				県内中 学校の 50%に 設置	推進					体育健康安全課
4 県立防災センターによる防災教育に対する支援 県立防災センターの機能等を活用し、防災教育を実践する教員からの相談に応じる窓口の設置や啓発資料の作成・提供、学校への講師派遣(まなぼうさい教室)など、学校における防災教育を支援する。	支援										防災人材育成センター
5 活発な防災活動を実践する小中学校等の顕彰 「県まなぼうさい活動賞」を創設し、実践的な防災活動に熱心かつ継続的に取り組み、他のモデルとなる小中学校等を顕彰するとともに、活動事例をホームページ等で広く周知し、学校における防災活動の推進を図る。	推進										防災人材育成センター

6	「防災生涯学習推進パートナー」の登録・支援 小中学校へ出向く「まなぼうさい教室」や教職員を対象とした防災学習研修の開催を通じて、また、関係機関等へ発信する「防災生涯学習推進パートナー通信」を活用して、学校・地域が連携した防災活動を支援する。 <R2年度までに「防災生涯学習パートナー」の機関数480機関>	登録支援					登録 480機関									防災人材育成センター	
7	南部圏域における防災教育の推進 県南部圏域における次世代の防災活動の担い手を育成するため、南部防災館と連携し、管内の学校等への防災出前講座や訓練等を行い、防災教育を推進する。 <小・中・高校生を対象にした防災講座等実施回数 40回以上/年>	推進 実施 15回/年 (中・高)															南部総合県民局
8	未来の防災リーダーの育成 時代を担う防災リーダーの育成を図るため学校と連携した防災学習を推進する。 <小中高校生への防災学習の実施回数 8回/年>	実施															西部総合県民局
9	教職員の防災研修の実施 学校において実践的な防災教育の推進を図るため、防災に関する研修等を実施する。 <毎年全学校で実施>	全学校 で実施															体育健康安全課
10	県立学校における防災士の資格を有する教員の配置 学校における災害対応能力の向上及び地域の防災力の向上に資することを目的として、防災士の資格をもった教員を養成する。 <防災士の資格を有する教員の配置率 100%> <防災士の資格を有する教員の養成 R5(累計):195人>	養成 配置率 60%	80%	100%	100%	100%	養成 120人	150人	195人								体育健康安全課
11	「高校生防災士」による防災啓発サポーター活動 防災士の資格を取得した高校生が、県立防災センターの「防災啓発サポーター」としての交流活動を実施することにより、自主防災組織等地域の防災活動を活性化させるとともに知識の向上を図る。																防災人材育成センター

(3) 防災を担う人材の育成

切迫する南海トラフ巨大地震に備え、自分の命は自分で守る（自助）ためには、県民一人ひとりが防災の正しい知識を身につけ、日頃から実践的な訓練を行うことが重要です。このため、幼少期からの防災教育をはじめ、県民の誰もがいつでも防災について学ぶことができる機会を提供するなど、防災を担う人材の育成を総合的に推進します。

【取組み】		現計画《行程表》							事前 復興	DX GX	《担当部局》
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4			
1	防災士資格取得の支援 自助・共助の要となる地域防災リーダーとして「防災士」の資格取得を支援する。 <R4年度までに「防災士」登録者数(累計) 4,800人>										防災人材育成センター
		支援 登録 1,700人	2,000人	2,600人	2,900人	3,200人	3,500人	4,800人	6,200人		
2	「防災生涯学習コース」の充実 「防災人材育成センター」と「まなびーあ徳島」等関係部局が連携協力し、県民の誰もが自発的に防災について学ぶことができる「防災生涯学習」を推進する。 <H28年度 年間15,000人 H29年度 年間20,000人 H30～R5年度 25,000人>										防災人材育成センター
		推進 参加者 15,000人 /年	20,000人 /年	25,000人 /年	25,000人 /年	25,000人 /年	25,000人 /年	25,000人 /年	25,000人 /年		
3	「防災生涯学習ライブラリー」の充実 県民がいつでも、地域や家庭で防災について自主的に学ぶことができるよう、県立防災センターに各種講座等を収録したDVDを貸し出す「防災生涯学習ライブラリー」を設置する。										防災人材育成センター
		充実									
4	防災の専門性の高い「地域防災推進員」の養成 自主防災組織の結成促進と活性化を図り、地域の防災力を向上させるため、「防災士」の受験資格も得られる専門的な講座を開講し、「地域防災推進員」を養成する。 <養成終了者 R4年度までに累計2,800人>										防災人材育成センター
		養成 累計 1,100人	1,300人	1,700人	1,900人	2,100人	2,400人	2,800人			
5	自主防災組織リーダー研修会の実施 自主防災組織の機能を高め、活動の活性化を図るため、自主防災組織のリーダーを対象に実践的な研修を実施する。										防災人材育成センター
		実施								○	

6	<p>市町村が行う人材養成の支援</p> <p>「防災人材育成センター」が主体となって、市町村が行う防災に関する人材養成の促進を支援する。</p>	支援						→			防災人材育成センター
7	<p>「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上</p> <p>自主防災活動に関する相談・助言や防災リーダーの育成等、「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上のための研修・講座等を開催する。</p> <p><南部防災館での研修・講座等受講者数 1,000人以上/年></p>	推進 受講者 1,000人/ 年						→			南部総合県民局
8	<p>消防団員の確保促進</p> <p>地域防災の要である消防団を確保するため、団員募集パンフレットによる周知啓発及び大学祭やイベントへの出展による消防団活動の体験を通じて、団員確保を促進する。</p>	促進						→	○		消防保安課
9	<p>少年消防クラブの活性化や交流の促進</p> <p>地域における「将来の地域防災の担い手」である少年消防クラブの活性化を推進するとともに、積極的に取り組む「モデルクラブ」を支援する。</p> <p><H30までにモデルクラブの選定数10クラブ></p>	促進 4クラブ	7クラブ	10クラブ				→			消防保安課
10	<p>「災害時コーディネーター(保健衛生・医療・薬務・介護福祉)」の養成</p> <p>医療・保健・福祉等の支援活動を迅速かつ効果的に実施するため、被災状況を的確に把握し、人材や資材の適正配置を行う「災害時コーディネーター(保健衛生・医療・薬務・介護福祉の4分野)」の養成に取り組む。</p>	養成						→	○		保健福祉政策課 医療政策課 薬務課 長寿いきがい課
11	<p>「教員OB防災ボランティア制度」の推進</p> <p>発災時の学校避難所の運営支援と早期の学校再開を支援する「教員OB防災ボランティア制度」への教員OBの登録を推進する。</p> <p><R2年度末に登録者数300人以上(公立学校(小中高特)数以上のOBボランティアの登録)></p>	推進				300人以上	推進	→			体育健康安全課
12	<p>消防団協力事業所の推進</p> <p>市町村が実施する消防団協力事業所表示制度を促進するとともに、消防団活動に積極的な事業所を表彰することで、消防団協力事業所の拡大を推進する。</p> <p><消防団協力事業所表示制度の導入市町村数24市町村(H30年度)></p>	導入 20 市町村	22 市町村	24 市町村				→	○		消防保安課

13	避難所運営リーダーの養成 市町村が実施する自主防災組織の結成促進と活動活性化の支援、避難所運営リーダーの養成、県民の「防災意識」の向上を目的とした防災出前講座の開催など、地域防災力の強化促進を図る。 <快適避難所運営リーダーカード交付者数(累計) 410人(R4)>								→		○		防災人材育成センター
										養成			

(4) 自主防災組織の充実強化

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づいて、地域住民が自主的に結成する組織であり、地域防災力を高めるためには、自主防災組織の結成促進と充実強化が必要です。

このため、市町村と連携し、自主防災組織の結成促進と防災訓練等活動の活性化を支援します。

【取組み】	現計画<<行程表>>								事前復興	DX GX	<<担当部局>>
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 自主防災組織の結成及び活動の活性化 避難所運営リーダー養成や防災啓発サポーター活動等を通して、実効性のある地域防災活動を推進し、自主防災組織活動の活性化を図ることにより、結成促進に繋げる。	促進								○		防災人材育成センター
2 自主防災組織が活用する資機材等の整備促進 (財)自治総合センターのコミュニティ助成事業等を活用し、災害時や訓練に自主防災組織が活用する資機材等の整備を促進する。	促進										とくしまゼロ作戦課 事前復興室
3 自主防災組織活動マニュアルの見直し・活用促進 南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえ、「自主防災組織活動マニュアル」を見直し、市町村や地域での活用を促進する。	見直し 促進								○		防災人材育成センター
4 自主防災組織間のネットワークの推進 自主防災組織相互間の連携・交流により活動の活性化を図るため、徳島県自主防災組織連絡会活動を通して、各市町村における自主防災組織の横の連携(市町村連絡会の結成)を促進する。 <市町村連絡会結成数 H30:24市町村>	促進 18 市町村	20 市町村	24 市町村								南部総合県民局 西部総合県民局 防災人材育成センター
5 自主防災組織リーダー研修会の実施(再掲) 自主防災組織の機能を高め、活動の活性化を図るため、自主防災組織のリーダーを対象に実践的な研修を実施する。	実施								○		防災人材育成センター

6	「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上(再掲) 自主防災活動に関する相談・助言や防災リーダーの育成等、「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上のための研修・講座等を開催する。 <南部防災館での研修・講座等受講者数 1,000人以上／年>	推進											南部総合県民局
		受講者 1,000人/ 年											
7	企業等と自主防災組織の連携促進 地域の有力な防災資源である企業や事業所と自主防災組織の合同防災訓練の実施など、平常時からの連携強化を市町村や自主防災組織に働きかける。	促進										○	とくしまゼロ作戦課 防災人材育成センター
8	自衛消防組織による緊急避難応援訓練の実施 津波避難ビルに指定されている万代庁舎への緊急避難対応訓練を実施する。 <1回／年>	実施					1回/年						管財課 関係各課

(5) 災害ボランティア活動の促進

大規模な地震が発生した場合、防災関係機関だけでは十分な対応が望めないことが多く、被災者支援など多くの場面で、災害ボランティアによる活動が重要です。
このため、災害ボランティアの受け入れ体制の整備や、災害ボランティアコーディネーターの養成に取り組み、ボランティアの力が効果的に発揮されるよう活動環境の整備を促進します。

【取組み】	現計画<<行程表>>								事前 復興	DX GX	<<担当部局>>
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 災害ボランティア活動に対する啓発の推進 県民の災害ボランティア活動に対する理解を深めるため、「防災人材育成センター」が開設する「防災生涯学習コース」で講座等を開催するなど、啓発を推進する。	推進								○		防災人材育成センター
2 災害ボランティアコーディネーターの養成 災害ボランティア活動の中心的役割を担うボランティアコーディネーターを養成するための講座を開催する。 ＜ボランティアコーディネーター養成 30人／年＞	推進 養成 30人／ 年							推進 養成 30人／ 年			防災人材育成センター
3 県と市町村の災害ボランティアセンターにおける運営訓練の実施 複合災害の発生に備えた体制強化を図るため、ICTを活用した災害ボランティアセンターの運営訓練を実施する。 ＜複合災害を想定した災害ボランティアセンターの運営訓練を実施 1回以上／年＞	実施					実施 1回/年					保健福祉政策課
4 災害ボランティアネットワークによる連携協力体制の強化 関係機関・団体等による連絡会等を開催するなど、平常時からのネットワークを構築し、横の連携協力体制を強化する。	推進								○		防災人材育成センター
5 「市町村災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」策定の促進 市町村において、災害ボランティアセンターの設置や災害ボランティアの受け入れが円滑に実施できるよう、設置運営マニュアルの策定を促進する。 ＜R2年までに全市町村で策定＞	策定 促進					全市町 村で策 定			○		保健福祉政策課

2 緊急的な津波対策の推進

(1) 津波避難意識の向上

地震発生後、沿岸地域の全ての人が、直ちに避難行動をとることにより、大幅に減災することが可能となります。
このため、県民への地震津波に関する防災意識の高揚を図り、正しい知識の普及・啓発を行うことにより、「助かる命を助ける」ための津波避難意識の向上を図ります。

【取組み】		現計画<<行程表>>							事前 復興	DX GX	≪担当部局≫
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4			
1	津波避難に関する啓発パンフレット等の充実 南海トラフ巨大地震の被害想定等を盛り込み、津波の特徴や迅速な避難の重要性など、正確な知識の普及を図る啓発パンフレット等の見直し・充実を図る。	見直し 充実									とくしまゼロ作戦課 防災人材育成センター
2	「津波防災の日」にちなんだ啓発の実施 11月5日の「津波防災の日」にちなんだ講演会や防災訓練等を実施し、県民の津波避難意識の向上を図る。	実施									防災人材育成センター
3	「とくしまー〇(ゼロ)作戦」防災出前講座の開催(再掲) 地域の隅々まで防災に関する知識の普及や防災意識を浸透させるため、地域の寄り合いや事業所の研修会などで防災講座を開催する。 <防災出前講座受講者数 25,000人以上/年>	開催 受講者 20,000人 /年			受講者 25,000人 /年				○		防災人材育成センター 関係各課
4	地域住民とのワークショップ等の開催 津波避難に係る地域住民とのワークショップ等を開催し、災害に対する事前の備えを進める。 <ワークショップ等の開催 4回/年>	推進 開催 4回/年									南部総合県民局
5	地震防災県民意識調査の定期的実施(再掲) 県民の防災意識に関する現状を把握・分析し、今後の防災対策に反映するため、定期的に地震・津波県民意識調査を実施する。 <3年ごとに実施>			実施			実施				とくしまゼロ作戦課 事前復興室

6	道路利用者等への海拔情報の周知 津波浸水想定エリアの住民や道路利用者等の速やかな避難行動を促進するため、「海拔表示シート」を設置する。 <津波浸水想定エリア内における海拔表示シートの設置(累計) H25:194箇所→H28:350箇所>	推進 設置 350箇所									道路整備課
7	海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食・津波対策の推進 高潮等による被害の軽減を図るため、住民の円滑かつ迅速な避難に資する高潮浸水想定区域図の作成や、高潮特別警戒水位の設定、破堤防止のための堤防補強など、ソフト・ハードの両面から高潮対策等を推進する。					推進			○		河川整備課 運輸政策課 生産基盤課
8	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の情報伝達体制の確立 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練の実施等により、臨時情報発表時における防災対応の体制整備・連携体制の強化、また臨時情報に関する住民理解の促進を図る。					促進					とくしまゼロ作戦課

(2) 津波避難訓練等の充実・強化

地震発生後、円滑に避難を行うためには、日ごろからの避難訓練が重要です。訓練を実施することにより、いざという時、迅速な対応が可能となることはもちろん、事前に、避難経路や避難場所、災害時要援護者への対応等も確認することができます。このため、津波避難訓練の定期的な実施とともに、観光客や釣り客等も参加する実践的なものとするなど、訓練内容の充実・強化を推進します。

【取組み】		現計画<<行程表>>							事前復興	DX GX	《担当部局》
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4			
1	津波避難訓練の実施 迅速な避難体制を確立するため、「津波防災の日」・「世界津波の日」にあわせ、県、市町及び自衛隊、警察等の防災関係機関の連携のもと、地域住民等が参加する津波避難訓練を実施する。 <1回/年>	実施 1回/年									とくしまゼロ作戦課
2	沿岸市町の津波避難訓練の促進 迅速な避難体制を確立するため、全ての沿岸市町で、自主防災組織等地域住民と連携した津波避難訓練の実施を促進する。 <1回/年>	促進					1回/年				とくしまゼロ作戦課
3	関係機関の評価による沿岸市町の津波避難訓練の充実 県や自衛隊等関係機関の客観的な視点から、市町の津波避難訓練の内容を評価し、今後の訓練計画に反映するなど、沿岸市町が実施する津波避難訓練の充実・強化を促進する。	促進									とくしまゼロ作戦課
4	南部圏域における津波避難訓練の実施及び支援 津波襲来まで時間的余裕が少ない、県南部圏域の沿岸市町と連携し、地域住民を対象とした津波避難訓練を実施するとともに、事業者等が実施する津波避難訓練の支援を行う。 <実施・支援 各1回以上/年>	実施 支援 1回/年									南部総合県民局
5	4県連携による津波避難訓練の実施 迅速な避難体制を確立するため、4県(三重県、和歌山県、徳島県、高知県)が連携し、津波避難訓練を実施していたが、今後は「津波防災の日」・「世界津波の日」にあわせ、全国の県、市町及び自衛隊、警察等の防災関係機関の連携のもと、地域住民等が参加する津波避難訓練を実施する。 <1回/年>	実施 1回/年									とくしまゼロ作戦課

6	陸こう等閉鎖訓練の実施													
	常時閉鎖化を進めつつ、地震発生後、速やかに陸こう等を閉鎖する訓練を行う。	実施												河川整備課 運輸政策課 生産基盤課

(3) 津波避難困難地域の解消

津波避難訓練等を行い、地域の津波避難計画を策定することにより、津波避難における課題が明らかになります。
地域に避難できる高台がないなど、避難が困難な地域については、避難路や避難施設の整備等のハード対策を積極的に進め、津波避難困難地域を解消します。

【取組み】	現計画《行程表》								事前 復興	DX GX	《担当部局》
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 「津波避難対策緊急事業計画」の策定支援(再掲) 避難路や避難場所の整備を促進するため、南海トラフ特措法に基づく「津波避難対策緊急事業計画」を策定する市町の支援を行う。 <H27:62.5%→H30:100%>			100%								とくしまゼロ作戦課 事前復興室
2 かけ地の保全と併せて行う、避難路、避難場所の整備の推進 かけ地の保全整備に併せて、津波避難困難地域の解消に向けた避難路や避難場所の整備を推進及び促進する。 <H30年度までにかけ地の保全に併せた避難路・避難場所整備箇所数(累計)60箇所>	推進 整備 45箇所	50箇所	60箇所								砂防・気候防災課
3 土砂災害対策と併せて行う、避難路の保全 災害発生時の円滑な避難を確保するため、地域防災計画に位置づけられた避難路について、土砂災害対策と併せて保全する。 <新たに保全された避難路の箇所数 R1:3箇所→R5:20箇所>						推進	15箇所	20箇所			砂防・気候防災課
4 高速道路のり面等の活用による津波避難場所の設置促進 津波発生時、緊急的・一時的に避難するため、高速道路のり面等を活用した津波避難場所の設置を促進していく。	促進										高規格道路課
5 漁村における津波避難施設の整備、生産施設の耐震化等に対する支援 漁業集落単位で、漁港や海上での避難行動のルールづくり、「漁協版BCP」の策定、「漁村防災・減災力向上計画」に位置づけられた避難施設(避難路の段差解消、手すりの設置等)の整備や生産・流通施設の耐震化等に対する支援を実施する。	推進									○	水産振興課

(4) 津波情報等伝達体制の強化

地震・津波発生時には、県民に、津波や避難に関する情報を迅速かつ的確に伝達することが重要です。
このため、県民への津波情報や避難に関する情報等の伝達体制の強化を進めます。

【取組み】	現計画《行程表》								事前 復興	DX GX	《担当部局》
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 メールによる県民向け防災情報提供システムの運用 情報提供を希望する県民に対して、携帯メールやエリアメールをはじめとする緊急情報メールにより、地震・津波情報、気象警報、避難勧告の発令などの防災情報を提供するとともに、互いの安否が確認できる「安否情報共有サービス」を提供する。 くすだちくんメール登録者 R5: 54,000人以上	運用						登録者 51,000人	登録者 54,000人	○		とくしまゼロ作戦課
2 市町村の同報無線・屋外拡声機等の運用に対する支援 市町村における、同報無線・屋外拡声機等の運用を支援し、住民への防災情報の伝達手段の充実・強化を促進する。	促進										とくしまゼロ作戦課
3 緊急地震速報の普及啓発 各種防災訓練に緊急地震速報発表の想定を取り入れ、対応訓練を実施する。 ＜対応訓練 3回以上／年＞	実施 3回／年										とくしまゼロ作戦課
4 全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の適切な運用・充実 国の人工衛星を利用して情報を全国に送る「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」を活用し、県独自の情報訓練や津波対応訓練等を実施します。 ＜12回／年＞	運用 訓練 12回／ 年										とくしまゼロ作戦課
5 要配慮者に対する情報伝達手段の充実 災害情報等の携帯メールによる聴覚障がい者等への伝達方法や、障がい者自身が周囲に必要な支援を伝えるための「緊急連絡カード」の周知を図る。	充実										障がい福祉課

(5) 海岸保全施設の整備推進

津波による被害から、人命と財産を守るため、堤防や護岸等の海岸保全施設の整備を進める必要があります。
このため、海岸保全施設の適正な維持管理に努め、緊急を要する施設の整備を計画的に進めます。
さらに、水門、樋門、陸こうについても、適切な管理を行うとともに、補強等の必要な施設の整備を推進します。

【取組み】	現計画<<行程表>>								事前 復興	DX GX	<<担当部局>>
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進 海岸保全基本計画及び河川整備計画に基づき、緊急を要する海岸・河川堤防の整備を推進する。 ＜海岸・河川堤防等の地震・津波対策の実施数(累計) H25:8箇所→R5:30箇所＞	推進 17箇所	19箇所	21箇所	23箇所	25箇所	26箇所	27箇所	30箇所	○		河川整備課 運輸政策課 生産基盤課
2 堤防・護岸・湾口防波堤等の整備の推進(林野海岸) 海岸保全基本計画に基づき、林野海岸(潮害防備保安林)における、施設の点検、機能強化や防潮林の整備を推進する。 ＜毎年4海岸の施設点検を推進＞	推進										森林整備課
3 国直轄事業による海岸堤防の整備の促進 撫養港海岸において、堤防の液状化対策や老朽化対策を促進する。	促進								○		運輸政策課
4 国直轄事業による河川管理施設の整備の促進 国直轄管理河川である吉野川、那賀川などにおいて、河川堤防の耐震対策や水門・樋門の自動化・遠隔操作化などを促進する。	促進								○		水管理政策課
5 水門・樋門等の自動化・閉鎖の推進 海岸及び河川等における水門・樋門等の自動化・閉鎖を推進する。 ＜水門・樋門等の自動化・閉鎖率 H25:38%→R5:51%＞	推進 43%	45%	46%	47%	48%	49%	50%	51%			河川整備課 運輸政策課 生産基盤課

6	迅速な陸こう等閉鎖のための運用の見直し 常時閉鎖化を進めつつ、地震発生後、速やかに陸こうを閉鎖するため、陸こう等の運用の見直しを行う。	推進																	河川整備課 運輸政策課 生産基盤課
7	河川水門の耐震化の推進 津波の遡上が想定される河川において、緊急を要する河川水門の耐震化を推進する。 <河川水門の耐震化実施箇所数(累計) H25:4箇所→R3:13箇所>	推進 6箇所	8箇所	11箇所	11箇所	12箇所	13箇所												河川整備課
8	水門等の改修・機能の強化による減災対策の推進 水門、樋門、陸こうの老朽施設の改修を行う。	推進																	河川整備課 運輸政策課 生産基盤課
9	水門等の日常管理方法の見直しや定期点検の実施 水門、樋門、陸こうの日常管理方法の見直しや定期点検を実施する。	推進																	河川整備課 運輸政策課 生産基盤課 森林整備課
10	漂流物の流出防止対策の推進 地震・津波に備え、漂流物の衝突や流出による被害の低減対策を推進する。	推進																	運輸政策課
11	放置艇対策の推進 津波・洪水時における船舶の流出による県民の生命・財産への被害を防ぐため、「徳島県放置艇削減計画」に基づき、「放置艇」の解消に向けた取組みを推進する。	推進																	河川整備課 運輸政策課 生産基盤課
12	海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食・津波対策の推進(再掲) 高潮等による被害の軽減を図るため、住民の円滑かつ迅速な避難に資する高潮浸水想定区域図の作成や高潮特別警戒水位の設定、破堤防止のための堤防補強など、ソフト・ハードの両面から高潮対策等を推進する。							推進											河川整備課 運輸政策課 生産基盤課

3 行政の災害対応能力の強化

(1) 初動体制の確保等、災害対応能力の向上

災害時に、迅速かつ的確な応急災害対策を実施するためには、県や市町村をはじめ、自衛隊等関係機関と連携した初動体制の確保を図ることが重要です。また、日頃から応急災害対応マニュアルの作成や訓練等を行い、災害対応能力の向上を図ります。

【取組み】	現計画《行程表》								事前 復興	DX GX	《担当部局》
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 災害対策本部の初動体制の充実強化 大規模災害時に、初動体制を担う「初動要員」の研修・訓練の実施を行うとともに、アクションカードについて適宜見直しを行い初動体制の更なる充実強化を図る。 ＜初動要員の研修会 1回以上／年＞	充実 強化					研修会 1回/年					とくしまゼロ作戦課 南部総合県民局 西部総合県民局
2 「個別災害対応業務実施マニュアル」に基づく防災訓練の実施・検証 「個別災害対応業務実施マニュアル」に基づき、各担当において、市町村や防災関係機関等と連携して、実動または図上訓練を実施し、マニュアルの継続的な検証・見直しを行う。 ＜1回／年＞	実施 検証					1年/回					とくしまゼロ作戦課 関係各課
3 南部総合県民局における初動体制の確保 南海トラフ巨大地震による津波被害や孤立化に対処するため、職員の待機体制の確保を図る。 ＜毎年度 特別初動要員等の名簿見直し 実施＞	推進					見直し 実施 1回/年					南部総合県民局
4 「徳島県職員災害応援隊」の結成 県職員で構成する「被災者応援チーム」、「防災専門家チーム」、「災害時市町村派遣チーム」からなる「徳島県職員災害応援隊」を結成し、迅速な県職員の応援派遣や現地の被災状況に応じた的確な災害応急対策の支援を図るために、訓練及び研修を実施する。 ＜1回／年＞	訓練 研修 実施					1年/回					とくしまゼロ作戦課
5 圏域別防災対策連絡会議による連携強化 各圏域において、災害に即応できる体制を整えるため、防災関係機関との連携を強化する。 ＜毎年度 防災対策連絡会議を開催＞	推進					開催 1回/年					南部総合県民局 西部総合県民局

6	地盤沈下等による長期にわたる浸水への対応 地盤沈下等で生じた長期浸水に備え、国土交通省(TEC-FORCE)及び県の排水ポンプ車を的確に稼働するための体制を構築する。	推進																	河川整備課 砂防防災課
7	市町村における受援体制整備の促進 市町村の、被災時における県や自衛隊等関係機関からの応援受入体制の整備を促進する。	促進																	とくしまゼロ作戦課
8	市町村における被災者支援・復旧復興システムの導入促進 市町村において被災者支援を円滑に行う体制づくりを進めるため、被災者支援や復旧復興のためのシステム導入を促進する。	推進																DX	デジタルとくしま推進課
9	消防防災ヘリコプター等の運航体制の充実強化 災害時に、救出救助や物資の輸送を円滑に実施するため、消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらさぎ」の装備・設備等の充実を図り、災害対応力の強化を図る。	充実強化																	消防保安課 警察本部地域課
10	市町村消防体制の充実強化 災害の多様化等に対応した市町村の消防体制の整備充実を図るため、市町村消防の組織統合や指令業務の共同化、消防常備化を促進する。	促進																	消防保安課
11	消防学校における教育訓練の充実 災害時に的確に対応し得る消防力を確保するため、消防職(団)員に対し、複雑多様化する災害を想定した実践的な教育訓練を実施する。	充実																	防災人材育成センター
12	「徳島県警察災害派遣隊」の運用 県警察で構成する「徳島県警察災害派遣隊」を迅速に出動させ、被災地での的確な救出救助活動等を行う。	運用																	警察本部警備課

13	警察の災害情報協力員制度(防災ウォッチャー)の運用 災害情報協力員制度を効果的に運用し、災害発生時の正確な被害状況等の把握と迅速な救出救助等に活用する。	運用										警察本部警備課
14	大規模災害時緊急支援員の登録 災害警備活動に従事する警察職員の業務を補完するため、会計年度任用警察職員として後方治安支援等に当たる警察OBの登録を行う。	運用										警察本部警備課
15	県職員等に対する防災研修の実施 県及び市町村の職員に対し、災害対応能力向上のための各種研修会の開催等、防災研修を実施する。 <1回/年>	実施				1回/年						とくしまゼロ作戦課 防災人材育成センター
16	県職員の「防災士資格取得」の促進 災害対応能力の向上を図るとともに、地域防災のリーダーとしての役割や意識を醸成するため、新規採用職員研修において、防災士資格取得に取り組む。	促進										人事課
17	「eラーニング」の活用による県内自治体職員の防災対応能力の向上 「eラーニング」の活用により、県内自治体職員の防災対応能力の向上を図る。 <1回/年>	推進				1回/年						とくしまゼロ作戦課 防災人材育成センター
18	災害対応職員のメンタルヘルス対策の推進 職員が災害対応に伴うメンタルヘルスやストレス対処方法について啓発活動を推進するとともに、専門医等による相談体制の充実を図る。 <研修等参加者 380人/年>	推進 充実						350人	380人			職員厚生課
19	災害時の県庁診療所によるバックアップ体制の構築 災害時、県庁診療所が発災直後の傷病者の手当や災害対応要員の心身の健康維持をバックアップする体制を整備する。	推進										職員厚生課

(2) 防災拠点施設の機能強化の推進

災害時に、迅速かつ的確な応急災害対策を実施するためには、県本庁舎をはじめ防災拠点となる県有施設等が自立的に活動できる機能を備えておく必要があります。このため、防災拠点となる県有施設等の機能強化・充実を図り、災害時に即応できる体制を整備します。

【取組み】	現計画<<行程表>>								事前 復興	DX GX	≪担当部局≫
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 県万代庁舎等の防災拠点施設の機能強化 県万代庁舎等の建築・設備の現状や構造的制約を踏まえた上で、地上及び地下階に設置されている重要機器に対する浸水対策、減災を考慮した上階への重要機器設置及び設備機能の強化を計画的に実施する。	完了										管財課
2 徳島中央警察署を核とした「新防災センター」の整備 県都徳島市を管轄する徳島中央警察署の治安維持機能及び南海トラフ巨大地震等の災害時における防災拠点機能を強化するため、同警察署の整備を進める。 <H30年度整備着手>	推進								○		警察本部会計課
3 徳島阿波おどり空港の機能強化 徳島阿波おどり空港に、大規模災害時における広域応援部隊の航空機を活用した救助活動や広域医療搬送の拠点としての機能を併せ持つ国際ターミナル機能を創設する。 <H29年度に供用開始>		創設									次世代交通課
4 県立防災センターの災害救助用資機材等の整備・充実 消防等関係機関が迅速に救助・救出活動を行うため、高度な捜索用資機材やエアータント等の災害救助用資機材や活動用食料を整備する。	整備 充実										とくしまゼロ作戦課
5 警察施設の防災拠点機能の強化 災害時に被災状況の集約、110番受理や救助・救出活動等の指揮命令を行う「警察本庁舎」及び「各警察署」の防災拠点機能(電源確保、耐震化等)の強化を計画的に実施する。	推進								○		警察本部会計課

6	警察の災害用装備資機材等の整備 警察官が迅速に救出救助活動を行うため、災害救助用資機材や災害救助活動時の非常用食糧等を整備する。	整備											警察本部警備課	
7	「道の駅」の防災拠点化の推進 大規模災害時に備え、「道の駅」に非常用電源や災害用トイレなどを整備し、「道の駅」の防災拠点化を推進する。 ＜「道の駅」防災拠点化整備済箇所数 H25:0箇所→R2年度までに全11箇所整備完了＞	整備 5箇所	7箇所	10箇所	10箇所	11箇所	推進				○		道路整備課	
8	県立海部病院の移転改築の推進 南海トラフ巨大地震による津波により甚大な被害が想定される県南地域において、中核となる災害拠点病院として対処できるよう、県立海部病院の移転改築に取り組む。 ＜H28年度に整備＞	整備											病院局総務課	
9	県西部の防災拠点施設の整備 西部圏域の防災拠点や津波被害が想定される沿岸地域の後方支援拠点となる「西部健康防災公園」の整備を推進する。 ＜H28年度広域防災拠点の着工・H30年度広域防災拠点の完成＞	推進 着工		完成									とくしまゼロ作戦課 西部総合県民局 都市計画課	
10	市町村振興資金貸付金(とくしま強靱化推進資金)の貸付 市町村が行う防災基盤の整備や公共施設の耐震化に対して、低利な資金の貸付を行い、市町村の災害対応能力強化を支援する。	支援											市町村課	
11	沿岸地域における市町村の防災拠点施設の整備促進 津波による分断・孤立が懸念される海陽町央喰地区において、阿南安芸自動車道の整備と合わせて、防災拠点施設となる地域防災公園の整備を促進するとともに、そのアクセス道路の整備を推進する。	推進											高規格道路課 道路整備課	
12	西部健康防災公園を活用した地域防災力の充実・強化 西部防災対策連絡会議に防災拠点運用部会及び災害時物流拠点検討部会を設置、西部健康防災公園を「広域防災・後方支援の拠点」とするため関係機関と連携した訓練を実施する。 ＜西部健康防災公園を活用した物流・広域受援の訓練の実施回数 2回以上/年＞												設置 検証 (訓練) 実施 2回/年	西部総合県民局

13	<p>「広域防災拠点施設等」の整備推進</p> <p>災害時には全国からの支援物資の中継地点となる「広域物資輸送拠点」として、平常時には県民の利便性向上や地方創生に繋がる施設の整備を推進する。</p> <p><R3: 整備 R4: 供用></p>						整備	供用				とくしまゼロ作戦課 事前復興室
15	<p>被災の可能性のある施設の移転先の検討</p> <p>被災の可能性のある施設について、必要に応じ移転候補先の選定や現地での嵩上げ等の対策について検討する。</p>							検討		◎		管財課 国保・地域共生課 健康づくり課 長寿いきがい課 障がい福祉課 病院局総務課 施設整備課 警察本部総務企画課

(3) 防災訓練の充実強化

南海トラフ巨大地震等大規模災害を想定し、平常時から自衛隊や警察、消防等関係機関や市町村と連携し、実践的な防災訓練を実施し、応急災害対応の役割分担や手順等を確認しておく必要があります。

また、関西広域連合をはじめ、他の都道府県等との訓練を実施し、災害時の応援・受援体制の構築を進めます。

【取組み】		現計画《行程表》							事前復興	DX GX	《担当部局》
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4			
1	総合防災訓練・図上訓練の実施 自衛隊、警察、消防等関係機関と連携し、地震・豪雨・複合等の災害に即した実践的な訓練を実施する。 <1回/年>	実施					1回/年			とくしまゼロ作戦課	
2	「近畿2府7県・関西広域連合同防災訓練」の実施 「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」及び「関西防災・減災プラン」に基づき、「近畿2府7県・関西広域連合同防災訓練」を実施する。 <1回/年>	実施				本県 開催				とくしまゼロ作戦課	
3	陸上自衛隊との連携による訓練の実施 総合防災訓練の中で「陸上自衛隊」と連携、特性を発揮した合同訓練を実施する。 <1回/年>	実施 1回/年								とくしまゼロ作戦課	
4	「個別災害対応業務実施マニュアル」に基づく防災訓練の実施・検証(再掲) 「個別災害対応業務実施マニュアル」に基づき、各担当において、市町村や防災関係機関等と連携して、実動または図上訓練を実施し、マニュアルの継続的な検証・見直しを行う。 <1回/年>	実施 検証								とくしまゼロ作戦課	
5	消防防災ヘリコプター等の災害対応能力の向上 消防防災ヘリコプター「うずしお」の機体更新や「うずしお」及び警察ヘリコプター「しらさぎ」の救出救助訓練等を実施し、さまざまな災害に迅速に対応出来るよう能力向上を図る。	実施								消防保安課 警察本部地域課	

(4) 防災情報・通信体制の強化

行政が的確な災害対応を行うためには、地震・津波情報や被害状況、応急復旧情報などを迅速に収集し、関係機関が情報を共有することが重要です。また、これらの情報を県民に速やかに提供することも必要です。このため、災害に強い情報通信ネットワークの構築や情報基盤の整備、県民に幅広く情報提供が行えるホームページ等伝達システムの整備を推進します。

【取組み】		現計画《行程表》								事前 復興	DX GX	《担当部局》
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1	安心とくしまネットワークの機能・基盤強化と安定運用 「災害時情報共有システム」、「すだちくんメール」など、安心とくしまネットワークの機能強化、安定性・利便性向上を通じ、情報提供の迅速化、関係者連携の高度化、被災状況や被災者ニーズの把握などを図る。 <地域SNS登録グループ数(累計) H28:1,050 H29:1,100 H30:1,200 R1:1,250 R2:1,450 R3:1,500 R4:1,550 R5:1,600>	登録 1,050 グループ	1,100 グループ	1,200 グループ	1,250 グループ	1,450 グループ	1,500 グループ	1,550 グループ	1,600 グループ	○		とくしまゼロ作戦課
2	地理空間情報と連携した「県民向け災害情報ポータルサイト」の運用 地理空間情報と連携した県民向け災害情報ポータルサイト「安心とくしま」を通じ、迅速かつ分かりやすい情報を発信することで、県民の防災や危機事象対応に対する意識向上を図る。	推進										危機管理政策課
3	ヘリコプターテレビ伝送中継システム及びヘリサットシステムの運用 ヘリコプターから撮影した被災状況などの映像を配信するシステムを運用する。 <H18年度運用(ヘリテレ)> <H29年度運用(ヘリサット)>	運用										とくしまゼロ作戦課
4	メールによる県民向け防災情報提供システムの運用(再掲) 情報提供を希望する県民に対して、携帯メールやエリアメールをはじめとする緊急情報メールにより、地震・津波情報、気象警報、避難勧告の発令などの防災情報を提供するとともに、互いの安否が確認できる「安否情報共有サービス」を提供する。 <すだちくんメール登録者 R4: 51,000人以上 R5: 54,000人>	運用						登録者 51,000人	登録者 54,000人	○		とくしまゼロ作戦課
5	市町村の同報無線・屋外拡声機等の運用に対する支援(再掲) 市町村における、同報無線・屋外拡声機等の運用を支援し、住民への防災情報の伝達手段の充実・強化を促進する。	促進										とくしまゼロ作戦課

(5) 広域的な連携強化

大規模な地震が発生した場合、県下全域が被災し、他府県や自衛隊などの支援が必要となることが予想されます。このため、関西広域連合をはじめ、他府県等との連携を強化するとともに、外部からの応援を円滑に受け入れる体制の整備を進めます。

【取組み】	現計画《行程表》								事前復興	DX GX	《担当部局》
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 他府県との相互連携の強化 大規模な被害を想定し、「関西広域連合」や「南海トラフ地震に備える10県知事会議」をはじめ、他府県との相互応援体制を構築するとともに、平常時から情報交換等を行い、連携を強化する。	推進								○		危機管理政策課 とくしまゼロ作戦課 事前復興室
2 全国の地域ブロック間における広域応援体制の構築 大規模災害時に、全国の地域ブロック間における広域応援が円滑に実施できる体制の構築について、検討を進める。	推進										とくしまゼロ作戦課
3 「カウンターパート方式」による鳥取県との連携強化 中国と四国の県間でカウンターパート方式により構築した相互応援体制や、平成28年9月に再締結した「危機事象発生時相互応援協定」を踏まえ、両県の市町村や民間団体の相互交流や連携を支援し、全県的な応援・受援体制を構築するなど、鳥取県との連携を一層推進する。	推進								○		危機管理政策課 とくしまゼロ作戦課
4 鳥取県と締結している相互応援協定の見直し 熊本地震で顕在化した課題を踏まえ、「相互応援協定」を拡充(再締結)するため、マンパワー支援、物流支援、広域支援について見直し「進化したカウンターパート制による協定」として再締結する。	推進										とくしまゼロ作戦課
5 鳥取県と締結している相互応援協定の災害対応業務の標準化 鳥取県と締結している相互応援協定の災害対応業務の標準化について、共同研究を行う。	推進										とくしまゼロ作戦課

(6) 行政の業務継続体制の確保

災害時に、行政が迅速に災害応急対策を行えるよう、職員の災害対応能力を向上させるとともに、初動体制の強化を図ります。
また、県南部及び県西部圏域における活動拠点となる総合県民局の機能を強化し、本庁の災害対策本部と総合県民局の連携を図ります。

【取組み】		現計画《行程表》							事前 復興	DX GX	《担当部局》	
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4				R5
1	県庁BCPによる災害応急対策を実施する体制整備の推進 県庁BCP(業務継続計画)を防災環境の変化に合わせ適宜見直すとともに、実効性の確保に向け、職員への周知や訓練を推進する。	推進								○		危機管理政策課
2	「個別災害対応業務実施マニュアル」策定に伴う県庁BCPの見直し 各災害対応業務の手順等を明らかにする「個別災害対応業務実施マニュアル」の策定とその継続的な見直しを、県庁BCP(業務継続計画)に的確に反映し、必要に応じて見直しを行う。 <策定 R3、推進 R4>	推進					マニュアル策定	推進				危機管理政策課
3	災害時の庁内情報ネットワークシステムの維持及び主要システム業務継続性の確保 災害時の行政の業務継続の前提となる情報ネットワーク維持のため、ICT部門(スマート県庁推進課)の業務継続計画を策定し対策を実施するとともに、庁内の主要システムの業務継続性を確保するため、データセンター及び万代庁舎でプライベートクラウド(庁内クラウド)基盤の二重化運用を実施する。	推進								◎	DX	スマート県庁推進課
4	災害時の業務継続に資する「テレワーク」の推進 災害時における業務継続等に資するため、「テレワーク」の定着を推進し、職員の災害対応能力の向上を図る。	推進								◎	DX	人事課
5	災害時のバックアップ体制整備に係る西部圏域の取り組みの推進 南海トラフ巨大地震発生時に津波被害が想定される沿岸地域をバックアップできるよう、「西部圏域広域防災連絡会議」において策定した「広域防災計画」等に基づき、バックアップ体制の構築を推進する。	推進										西部総合県民局

6	市町村BCPの実効性の推進 調査を通じ、市町村BCP上の問題点・課題について意見交換するなど、市町村BCPの改善に向けた助言を行う。 <年1回開催>	推進						1回/年		○		危機管理政策課
7	「住民データ」の保護の促進 各市町村が保有する「住民データ」のバックアップを庁舎外で保管し、被災後住民データを喪失しても速やかに復旧できる体制整備を促進する。	推進									DX	デジタルとくしま推進課
8	港湾BCP(事業継続計画)の推進 大規模災害時に、「救援物資の海上輸送」等の優先業務を継続させ、物流機能を早期に回復できるよう、「港湾BCP」の策定を推進するとともに、継続して検証・見直しを行う。 <港湾BCPを策定した防災拠点港数(累計) H27:2港→H29:3港> <継続して港湾BCPの改善を図る>	策定 2港	3港							○		運輸政策課
		推進										
9	県有施設におけるキャビネット等家具の固定の推進 県有施設において、利用者の安全確保と迅速な災害応急体制への移行が図れるよう、キャビネット等家具の固定を推進する。 建屋の新設や模様替え等でもキャビネット等の転倒防止対策を推進する。	推進										とくしまゼロ作戦課 関係各課
10	職員向け「AI・FAQシステム」の運用 異動時や災害時に、業務の空白が生じないようにするため、知識や経験の継承を可能とする「AI」を活用したシステムの運用を行う。							推進				スマート県庁推進課 県庁ふれあい室
12	避難訓練等の実施を踏まえた学校防災計画の不断の見直し 学校防災計画に基づいた避難訓練等を実施するとともに、訓練結果等を踏まえた学校防災計画の不断の見直しを実施する。								推進		◎	体育健康安全課
13	万代庁舎の再建築の具体化 被災後の早期復旧のため、被災状況に合わせた再建事業の実施について関係機関と事前協議を行うとともに、事業手続きの簡略化等を検討する。								検討		◎	管財課

4 被災者の迅速な救助・救出対策

(1) 救助・救急医療体制の充実強化

災害時に、救助・救出活動を迅速に行うことができるよう、消防機関や警察の能力向上を図るとともに、負傷者が迅速かつ効果的に治療を受けられるよう、被災現場への救護班の派遣や医療機関への重傷者等の的確な搬送を行うための体制を整備します。
 また、災害拠点病院をはじめ、各医療機関において被災を最小限にとどめ、災害医療活動が継続できるよう、医療機関の防災対策を推進します。

【取組み】		現計画<<行程表>>							事前 復興	DX GX	《担当部局》
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4			
1	メディカルコントロール体制の充実 消防機関と医療機関が連携し、救急救命士等による救急業務の高度化を推進し、救護体制を充実する。	推進									消防保安課
2	警察と消防等防災関係機関が連携した訓練の実施 警察と消防等防災関係機関が連携し対処能力を向上させるため、大規模災害に備えた訓練を実施する。	実施									警察本部警備課 消防保安課
3	医療活動マニュアルによる図上訓練の実施 医療活動マニュアルにより、県、市町村のほか、災害拠点病院や災害医療支援病院等と連携した図上訓練を実施する。	実施									医療政策課
4	災害に備えた「災害時医療活動マニュアル」の改定 「災害時医療活動マニュアル」に基づく図上訓練等の成果、課題をもとにマニュアルの改定を行い、県内全域における災害医療対応の体制づくりを推進する。	改定	推進								医療政策課
5	戦略的災害医療プロジェクトの推進 災害関連死をはじめとする、被災後の「防ぎ得た死」をなくすため、災害時から平時への、つなぎ目のないシームレスな医療提供体制を構築する。	推進								○	とくしまゼロ作戦課

6	市町村における医療救護体制の充実促進 市町村において、消防や地元医師会との連携を強化するなど、医療救護体制の充実を促進する。	促進								○		医療政策課
7	災害派遣医療チームの人材の養成 国の災害派遣医療チーム(DMAT)研修の受講を促進し、チームの増加を図るとともに、徳島県DMATの活動訓練を実施する。 <H27:24チーム→R5年度までに33チーム>	25 チーム	26 チーム	27 チーム	29 チーム	30 チーム	31 チーム	32 チーム	33 チーム			医療政策課
8	「災害派遣精神医療チーム」の人材の養成 県内全ての精神科病院及び精神保健福祉センターに設置している「徳島県DPAT」の活動強化に取り組む。	養成								○		健康づくり課
9	徳島県災害時情報共有システムを用いた医療機関相互の支援体制の充実 「徳島県災害時情報共有システム」及び国の「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」の情報入力訓練を通じ、災害時の円滑な相互支援体制の充実を図る。 <徳島県災害時情報共有システム加入医療機関数 H27:240医療機関→R5:1,100医療機関>	充実								○		医療政策課
		240 医療 機関	240 医療 機関	1,100 医療 機関	1,100 医療 機関	1,100 医療 機関	1,100 医療 機関	1,100 医療 機関	1,100 医療 機関	1,100 医療 機関		
10	災害拠点病院等におけるBCP(事業継続計画)策定の促進 災害拠点病院、災害医療支援病院等において、迅速に災害時対応を行うためのBCP(事業継続計画)の策定を促進する。	促進								○		医療政策課
11	ドクターヘリコプターを活用した救急搬送体制の推進 ドクターヘリコプターの運用を行い、災害時における患者搬送手段の充実を図り、被災傷病者等を円滑に医療機関へ搬送する体制づくりを推進する。 <臨時離着陸場数 H27:226箇所→R5:250箇所以上>	整備										医療政策課
		235箇所	245箇所	250箇所	250箇所 以上	250箇所 以上	250箇所 以上	250箇所 以上	250箇所 以上	250箇所 以上		

12	災害時緊急医薬品等の供給体制づくりの推進 大規模災害発生時に必要な医薬品等を備蓄するとともに、災害時の適切な医薬品供給体制づくりを推進する。 <・H28年度に備蓄場所等を見直し・H29年度以降、供給体制を推進・R2年度に備蓄場所を追加、医薬品卸売業者の備蓄方法を流通備蓄に変更>	見直し	推進			見直し	推進					薬務課
13	「災害時コーディネーター(保健衛生・医療・薬務・介護福祉)」の養成(再掲) 医療・保健・福祉等の支援活動を迅速かつ効果的に実施するため、被災状況を的確に把握し、人材や資材の適正配置を行う「災害時コーディネーター(保健衛生・医療・薬務・介護福祉の4分野)」の養成に取り組む。	養成								○		保健福祉政策課 医療政策課 薬務課 長寿いきがい課
14	県立病院における救命救急研修及び訓練の充実 他機関と連携した訓練の実施及び参加、院内での災害訓練の実施、防災関係の研修の参加など、訓練及び研修の充実を図る。	充実										病院局総務課
15	災害対応訓練の実施を踏まえたBCPの不断の見直し 早期復旧による県立病院の機能維持のため、災害対応訓練を実施するとともに、訓練結果等を踏まえた業務継続計画(BCP)の不断の見直しを実施する。											病院局総務課
								推進		◎		

(2) 孤立化対策の推進

大規模地震による土砂崩れや津波により、幹線道路が寸断されるおそれがあり、中山間地域や沿岸地域の集落では孤立化することが考えられます。このため、通信手段の確保や食糧・物資等の備蓄のほか、緊急的に離発着できる臨時ヘリポートの確保を推進し、安全・安心の確保を図ります。

【取組み】		現計画<<行程表>>							事前 復興	DX GX	<<担当部局>>
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4			
1	孤立化対策の啓発等の推進(孤立化対策の手引き書の作成) 地すべり防止区域等が多く、孤立化が発生する可能性が高い県西部圏域において、モデル的に孤立化対策研修会、ワークショップなどを開催するとともに、孤立化対策の手引き書を作成し、これを基に、県内全域において啓発等、孤立化対策を推進し、地域防災力の強化を図る。	推進									防災人材育成センター 南部総合県民局 西部総合県民局
2	西部圏域の広域的な防災訓練の実施 西部圏域内における総合的な防災訓練は、これまで3年に1度実施される県総合防災訓練のみであったが、28年度からは、土砂災害等による孤立可能性集落が多く、雪害も懸念される西部圏域の地域特性に応じた広域的な訓練を、管内市町等と連携して実施する。 <H28、H29、R1、R2、R3に1回/年実施 ※H30は県総合防災訓練に含む>	実施									西部総合県民局
3	市町村が取り組む「臨時ヘリポート」の整備促進 被災地域を支援できる「後方支援拠点」として、市町村が行う災害時の医療活動等に活用できる資機材の整備や災害時の救援・救出や物資輸送の体制強化に向けたヘリポートの整備等を支援する。 <新たに整備するヘリポートの整備数 20箇所(H30)→24箇所(R4)>	支援									とくしまゼロ作戦課 事前復興室
4	集落孤立時に活用する「臨時ヘリポート」の即応体制の確保 孤立化のおそれのある集落に整備した「臨時ヘリポート」を適切に管理する。 <臨時ヘリポートの全箇所点検 各市町で1回以上/年>						点検 1回/年				西部総合県民局
5	中山間地における生命線道路の強化 中山間地域における、地域の生命線となっている道路において、災害時の交通途絶が発生しないよう、危険箇所の整備を推進する。 <生命線道路の強化率(15箇所)について H25:47%→R5:80%>	推進 強化率 57%	59%	63%	65%	70%	75%	80%	80%		道路整備課

(3) 緊急輸送体制の整備推進

大規模な地震が発生した場合、救助・救出や消火活動など、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員や物資等の輸送が課題となります。このため、緊急性の高い箇所から順次、緊急輸送路の整備を進めるとともに、交通管制システムの強化など緊急輸送体制の整備・充実を図ります。また、輸送路の途絶に備えて、船舶等による代替輸送手段の確保を推進します。

【取組み】	現計画<<行程表>>								事前 復興	DX GX	≪担当部局≫
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 緊急輸送道路の斜面对策の推進 緊急輸送道路における法面について、危険度、緊急性の高い箇所から法面对策を推進する。 ＜緊急輸送道路における斜面对策の実施箇所数 H25:138箇所→R5:188箇所＞	推進 153箇所	158箇所	163箇所	168箇所	173箇所	178箇所	183箇所	188箇所			道路整備課
2 緊急輸送路の整備の推進 人命の救助や生活物資の広域的な緊急輸送を行う、緊急輸送路として位置づけられている道路を重点的に整備する。 ＜緊急輸送道路における重点整備区間(35箇所)の改良率 H25:40%→R5:78%＞	推進 改良率 60%	63%	65%	66%	67%	68%	75%	78%			道路整備課 都市計画課
3 津波迂回ルート of 整備の推進 津波被害が想定される県南沿岸地域において、緊急輸送路のリダンダンシーを確保するため、津波迂回ルートの整備を推進する。 ＜2路線の整備を推進＞	推進										道路整備課
4 緊急輸送道路等の橋梁耐震化の推進 緊急輸送道路や生命線道路等において橋梁の耐震化を推進する。 ＜緊急輸送道路等における橋梁(15m以上)の耐震化率 H25:78%→R5:90%＞	推進 84%	85%	86%	87%	88%	89%	90%	90%			道路整備課
5 緊急輸送路となる高規格幹線道路等の整備促進 津波発生後、被害が想定される沿岸地域の緊急輸送を円滑に行うため、「四国横断自動車道」、「阿南安芸自動車道」の整備を促進していく。	促進										高規格道路課

5 要配慮者対策の推進

災害が発生した場合には、高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者に対しては、配慮や支援が必要です。
 このため、平常時から要配慮者に関する防災知識の普及啓発を図り、地域住民等の協力を得ながら、地域ぐるみで要配慮者を支援する取り組みを推進するとともに、社会福祉施設における防災訓練の実施等防災対策を充実します。
 また、観光客等、一時的に帰宅困難となる者についても、観光関係団体等と連携し、支援体制づくりを進めます。

【取組み】		現計画《行程表》							事前 復興	DX GX	《担当部局》
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4			
1	災害時要援護者支援のための研修会の実施 県の「災害時要援護者支援対策マニュアル」等により、市町村職員等に対する研修会を実施するなど、要援護者支援の意識の向上を図る。	実施									保健福祉政策課
2	発達障がい者に対する地域支援者の育成及び支援体制の整備 発達障がい者の災害時対応について、知識を備えた地域支援者の育成を図るとともに、発達障がい者の避難場所のあり方について検討する。また、発達障がい者支援専門員の養成や地域の防災会議、各種事業を通じて支援関係機関の連携強化に努める。 <地域支援者の養成 15人/年><支援者等へ災害研修会の開催 1回/年>	養成 10人/年						15人/年 研修会 1回/年			発達障がい者 総合支援センター
3	避難行動要支援者名簿の共有及び個別計画の作成促進 避難行動要支援者の避難支援体制を構築するため、市町村と避難支援者との避難行動要支援者名簿情報の共有や個別計画の作成を促進する。	促進				全市町村 で名簿作成	促進		○		保健福祉政策課
4	災害時要援護者に対する情報伝達手段の充実(再掲) 災害情報等の携帯メールによる聴覚障がい者等への伝達方法や、障がい者自身が周囲に必要な支援を伝えるための「緊急連絡カード」の周知を図る。	充実									障がい福祉課

5	社会福祉施設における防災対策の充実 入居者の安全を確保するため、社会福祉施設において、新たな県の被害想定に基づく避難計画の見直しや防災訓練の実施を促進する。 特に、障がい者(児)施設等については、障がい特性に応じた防災対策の充実を図る。	促進								○		長寿いきがい課 障がい福祉課 こどもまんなか政策課 こども家庭支援課
6	災害時障がい者支援研修の実施 避難所運営に携わる市町村職員や自主防災組織リーダー等を対象に、「災害時障がい者支援ハンドブック」を用いた研修会や、「障がい者福祉のしおり」において、福祉避難所等を記載し普及を図る。	実施										障がい福祉課
7	西部圏域における避難行動要支援者対策の推進 西部圏域において、市町や福祉関係機関等による「西部圏域要援護者支援検討会」を開催し、相互の連携強化を図るとともに、実践的な災害時避難行動要支援者避難訓練を実施する。 <1回以上実施/年>	推進 実施 1回/年										西部総合県民局
8	旅館、ホテル等の民間宿泊施設団体との協力・連携強化 災害時要援護者への民間宿泊施設等の提供に関する協定を締結するなど、福祉避難所が開設するまでの間等の一時的な避難対策について、民間宿泊施設団体との協力・連携強化を推進する。	推進										とくしまゼロ作戦課
9	災害時における観光客への支援対策の推進 災害時に、帰宅困難となる観光客の一時避難のための宿泊施設の情報提供等、市町村や観光関係団体と連携し、連絡・支援体制の整備を推進する。	推進										観光政策課
10	「災害時帰宅支援ステーション」の普及啓発 関西広域連合の共同事業として、災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅支援ステーション」の普及啓発を推進する。	推進										とくしまゼロ作戦課
11	災害時外国人支援通訳ボランティアの養成 「災害時通訳ボランティア活動ガイドライン」に基づき、災害時に外国人への支援を行うため、研修会等を開催し、通訳ボランティアのスキルアップを図る。 <通訳ボランティアのスキルアップ研修会の開催 1回/年>	推進						開催 1回/年		○		ダイバーシティ推進課

12	南部圏域における避難行動要支援者対策の促進 市町の避難行動要支援者にかかる個別計画策定を推進するため、管内市町及び関係機関との対策会議等を開催し、個別計画の策定を支援する。 <南部圏域災害時要配慮者対策会議 1回以上/年>	推進							開催 1回/年				南部総合県民局
13	要支援発達障がい者に係る要支援者名簿の作成及び支援対策の推進 要支援発達障がい者の安否確認、支援ニーズの把握のため、要支援者名簿の作成を行う。また、民生委員や自主防災組織等との連携により支援対策を推進するための研修会等を開催する。さらに、当事者の特性に応じた防災教育をすることで、自助力向上を図る。 <当事者教育 2回/年>	推進							実施 2回/年				発達障がい者 総合支援センター
14	徳島県災害派遣福祉チーム員の養成 災害時に要支援者に対して適切な福祉支援を行う体制を構築するため、徳島県災害派遣福祉チーム員の養成研修を実施する。 <徳島県災害派遣福祉チーム員研修の実施 1回以上/年>								実施 1回/年		○		保健福祉政策課
15	多言語防災ハンドブック等の作成、配布 地震への備えや発災後の行動について多言語で説明した防災ハンドブック、災害用緊急連絡先、指差し会話フレーズ等を掲載した緊急カードを作成し、県関係機関や市町村、外国人観光客が利用する施設等に事前に配布しておく。								推進		◎		ダイバーシティ推進課
16	「支え合いマップ」の作成 社会福祉協議会等と連携し、「支え合いマップ」を作成するなど、平時からの様々な取組を通じて、事前に地域の情報を可視化、共有化しておく。								推進		◎		保健福祉政策課
17	社会福祉施設等の災害対応力強化 社会福祉施設等への指導監査等の機会を通じて、BCP(事業継続計画)の策定について指導・支援を実施する。								推進		◎		国保・地域共生課 健康づくり課 長寿いきがい課 障がい福祉課
18	児童生徒への「こころのケア」に関する体制の整備 災害時の児童生徒への「こころのケア」のための体制を整備するため、公立学校へのスクールカウンセラーの配置による支援体制を構築するとともに、相談体制の充実・周知を図る。								推進		◎		人権教育課

19	児童生徒への「こころのケア」の充実 児童生徒に適切な支援と対応が行えるよう、スクールカウンセラーや教職員に対して「こころのケア」に関する研修を実施するとともに、平時から健康観察や心理教育プログラムを実施する。							推進	→	◎		人権教育課
20	災害ボランティアの確保 災害時に必要となるボランティアの円滑な確保のため、社会福祉協議会と連携し、関係機関との連絡会議を開催するとともに、ボランティア意識の向上を図るための普及啓発、担い手の養成研修、災害ボランティアセンターの構築・運営訓練等を実施する。							推進	→	◎		保健福祉政策課
21	災害時における多様な支援主体との連携 災害時に多様な支援主体を取りまとめる情報共有会議等を設置し、運営方法、活動内容についての基準やルールを定めるとともに、イメージトレーニングや支援主体を受け入れるための研修会を実施する。							推進	→	◎		とくしまゼロ作戦課

Ⅲ 「助かった命をつなぐ」被災者支援の強化

1 災害医療の体制の強化

(1) 災害医療体制の構築

災害関連死をはじめとする被災後の「防ぎ得た死」をなくすため災害時から平時へとつなぎ目のないシームレスな災害医療提供体制を構築するため、各医療圏域ごとの災害時における応援・受援体制を確立し、連携強化を図っていきます。

【取組み】	現計画<<行程表>>								事前 復興	DX GX	《担当部局》
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 戦略的災害医療プロジェクトの推進(再掲) 災害関連死をはじめとする、被災後の「防ぎ得た死」をなくすため、災害時から平時への、つなぎ目のないシームレスな医療提供体制を構築する。	推進								○		とくしまゼロ作戦課
2 市町村における医療救護体制の充実促進(再掲) 市町村において、消防や地元医師会との連携を強化するなど、医療救護体制の充実を促進する。	推進								○		医療政策課
3 災害拠点病院を中心とした応援・受援体制の構築 南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害を想定し、災害拠点病院を中心に医療圏域ごとの体制強化や応援・受援体制を構築する。	構築										とくしまゼロ作戦課
4 南部Ⅱ圏域における災害医療受援体制の構築 県下で最も甚大な津波被害が想定され、長期の孤立が懸念される「南部Ⅱ圏域」において、医療関係機関が連携した「災害医療受援体制」を構築する。	構築										とくしまゼロ作戦課
5 西部圏域における災害医療・後方支援体制の構築 甚大な津波被害が想定される沿岸地域のバックアップ体制として、「西部圏域」など内陸地域において、医療関係機関が連携した「災害医療後方支援体制」を構築する。	構築										とくしまゼロ作戦課

13	医療施設の早期復旧・再建築の策定 被災後を見据え、公的医療施設及び民間医療施設の早期復旧・再建を促す支援策について検討する。							検討	→	◎		医療政策課
14	県立病院の早期復旧・再建築の策定 被災後を見据え、関係機関と連携した県立病院の早期復旧・再建築について検討する。							検討	→	◎		病院局総務課

(2) 災害医療を担う人材育成の強化

災害時に的確な医療が提供できるよう災害医療派遣チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制強化と、災害時コーディネーターの育成、強化を図ります。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、リハビリテーション関係団体との連携体制を整備します。

【取組み】	現計画《行程表》								事前 復興	DX GX	《担当部局》
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 医療・保健・福祉等の分野の「災害時コーディネーター」の配置 医療・保健・福祉等の支援活動を迅速かつ効果的に実施するため、被災状況を的確に把握し、人材や資材の適正配置を行う「災害時コーディネーター」の配置を推進する。	養成								○		保健福祉政策課 医療政策課 薬務課 長寿いきがい課
2 災害派遣医療チームの人材の養成(再掲) 国の災害派遣医療チーム(DMAT)研修の受講を促進し、チームの増加を図るとともに、徳島県DMATの活動訓練を実施する。 <H27:24チーム→R5年度までに33チーム>	25 チーム	26 チーム	27 チーム	29 チーム	30 チーム	31 チーム	32 チーム	33 チーム			医療政策課
3 「災害派遣精神医療チーム」の人材の養成(再掲) 県内全ての精神科病院及び精神保健福祉センターに設置している「徳島県DPAT」の活動強化に取り組む。	養成								○		健康づくり課
4 看護師関係団体との連携体制の構築 徳島県看護協会と連携し、災害時の災害支援ナースの受入、活動の調整、情報共有が円滑に行えるよう、連携体制を整備する。	構築										医療政策課
5 栄養士関係団体との連携体制の推進 徳島県栄養士会と連携し、災害時のJDA-DATの受入、活動の調整、情報共有が円滑に行えるよう、連携した体制づくりを推進する。	構築					推進					健康づくり課

(3) 災害対応力の強化

大規模地震発生時の大きな混乱の中で災害医療を提供するためには各関係機関の連携、物資の供給、訓練された人材などが必要不可欠です。このため、訓練による練度の向上、連携強化やマニュアルの作成等を行い、災害時の対応能力の向上に努めます。

【取組み】		現計画《行程表》								事前 復興	DX GX	《担当部局》
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1	医療活動マニュアルによる図上訓練の実施(再掲) 医療活動マニュアルにより、県、市町村のほか、災害拠点病院や災害医療支援病院等と連携した図上訓練を実施する。	実施				→						医療政策課
2	災害に備えた「災害時医療活動マニュアル」の改定(再掲) 「災害時医療活動マニュアル」に基づく図上訓練等の成果、課題をもとにマニュアルの改定を行い、県内全域における災害医療対応の体制づくりを推進する。	改定							→			医療政策課
3	徳島県災害時情報共有システムを用いた医療機関相互の支援体制の充実(再掲) 「徳島県災害時情報共有システム」及び国の「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」の情報入力訓練を通じ、災害時の円滑な相互支援体制の充実を図る。 <徳島県災害時情報共有システム加入医療機関数 H27:240医療機関→R5:1,100医療機関>	充実 240 医療 機関	240 医療 機関	1,100 医療 機関	1,100 医療 機関	1,100 医療 機関	1,100 医療 機関	1,100 医療 機関	1,100 医療 機関	○		医療政策課
4	医療支援組織との連携強化 災害医療体制のさらなる強化に向け、国際医療援助団体(AMDA)や自衛隊衛生隊など県外や海外で活動する医療支援組織との連携強化に取り組む。	連携 強化							→			とくしまゼロ作戦課 医療政策課
5	防災関係機関・団体との連携体制づくり 災害時に傷病者が迅速で適切な救助や治療が受けられるよう、医療関係機関だけでなく、自衛隊、警察、消防など防災機関や、関係団体と連携した体制づくりに取り組む。	推進							→			とくしまゼロ作戦課

2 新しい生活様式を取り入れた被災者支援対策

(1) 避難所運営体制等の整備

災害が発生した場合には、高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者に対しては、配慮や支援が必要です。
 このため、平常時から要配慮者に関する防災知識の普及啓発を図り、地域住民等の協力を得ながら、地域ぐるみで要配慮者を支援する取り組みを推進するとともに、社会福祉施設における防災訓練の実施等防災対策を充実します。
 また、観光客等、一時的に帰宅困難となる者についても、観光関係団体等と連携し、支援体制づくりを進めます。

【取組み】		現計画《行程表》							事前復興	DX GX	《担当部局》
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4			
1	避難所運営体制づくりの促進 「避難所運営マニュアル作成指針」の周知等に努め、市町村において、円滑な避難所の運営を行える体制づくりを促進する。										保健福祉政策課
		促進									
2	徳島県災害時情報共有システムを用いた医療機関相互の支援体制の充実(再掲) 「徳島県災害時情報共有システム」及び国の「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」の情報入力訓練を通じ、災害時の円滑な相互支援体制の充実を図る。 <徳島県災害時情報共有システム加入医療機関数 H27:240医療機関 →R5:1,100医療機関>										医療政策課
		充実 240 医療 機関	240 医療 機関	1,100 医療 機関	1,100 医療 機関	1,100 医療 機関	1,100 医療 機関	1,100 医療 機関	1,100 医療 機関	1,100 医療 機関	
3	地域SNSの登録促進 「地域SNS」等により被災状況や避難所における被災者ニーズを把握・共有するなど、医療関係者や災害対応に携わる関係者のための支援基盤構築に向けた「戦略的災害医療“G空間”プロジェクト」を推進する。 <地域SNS登録グループ数(累計) H28:1,050 H29:1,100 H30:1,250 R1:1,300 R2:1,450 R3:1,500 R4:1,550 R5:1,600>										とくしまゼロ作戦課
		登録 1,050 グループ	1,100 グループ	1,250 グループ	1,300 グループ	1,450 グループ	1,500 グループ	1,550 グループ	1,600 グループ	○	

18	災害時栄養・食生活支援対策の支援 「徳島県災害時栄養・食生活支援マニュアル」を活用し、避難者が健康状態を維持するために必要な栄養を確保できるよう、「とくしま災害栄養チーム」の充実・強化を図るとともに、関係機関と連携した体制づくりを推進する。	推進								○	健康づくり課
19	避難所における「ほしい物リスト」の運用促進 アマゾンの「ほしい物リスト」を活用し、インターネット上で避難所が個別に希望する「必要な物資」を、全国の支援者に支援物資として購入して貰い、公的な支援物資では補うことが難しい細かいニーズに対応する。	促進									とくしまゼロ作戦課
20	市町村の広域的な支援体制構築の促進 大規模災害の発生による避難者の受入、備蓄、仮設住宅の用地の確保など、市町村をまたがる広域的な支援体制の構築を促進する。	促進									とくしまゼロ作戦課
21	非構造部材の安全対策の促進 天井の落下防止など、避難所の非構造部材の安全対策を促進する。	促進									とくしまゼロ作戦課 事前復興室
22	避難所開設における新型コロナウイルス感染症対策の推進 避難所開設における新型コロナウイルス感染症対策を強化するため、市町村が行う必要な物資・資機材の整備等を支援するとともに、通常の災害発生時よりも多くの避難所の確保等に取り組む。 <R2:「避難所開設における新型コロナウイルス感染症対策対応方針」の策定> <R2: 対応方針に基づく検討要領(基準)の作成>					策定					とくしまゼロ作戦課
23	避難所開設における新型コロナウイルス感染症対策の推進 「大規模災害」と「新型コロナ」との複合災害に備えるため、サブ避難所の確保やホテル・旅館の活用等「分散避難」を推進するとともに、避難所・福祉避難所の3密を回避するため、段ボールベッドやパーティション等の資機材を整備するなど、市町村と連携し、避難所における感染症対策を推進する。また、災害時の「車避難(車中泊)」の在り方について検討し、「分散避難」に繋げる。 <サブ避難所の確保に着手した市町村数(累計) R3:19市町村> <「災害時の『車避難(車中泊)』対応方針(仮称)」 R3: 策定>						推進	19市町村			とくしまゼロ作戦課
24	避難所運営における感染症対策の推進 市町村が行う避難所の感染症対策の周知及び市町村版避難所運営マニュアル作成の支援を行うとともに、災害発生時の避難所において感染予防対策が取られるよう関係機関等と連携した体制づくりを推進する。										保健福祉政策課

25	<p>福祉避難所における感染症対策の推進</p> <p>市町村が行う福祉避難所の感染症対策に必要な資機材の整備等を支援し、福祉避難所の感染症対策を推進する。</p>					推進						保健福祉政策課
26	<p>「災害救助犬」、「セラピー犬・ふれあい活動犬」の育成スキルアップ</p> <p>大規模災害発生に備えて、動物愛護管理センターに収容される犬の中から、人命救助や行方不明者の捜索活動などを行う「災害救助犬」や、避難所や病院等を訪問し心のケアを行う「セラピー犬」、動物とのふれあい方や命の大切さを学ぶ「ふれあい活動犬」を育成し、「災害救助犬」については、技能の維持・向上のための訓練の継続、「セラピー犬・ふれあい活動犬」については、ふれあい活動の実践によるスキルアップを支援する。</p>						推進					動物愛護管理センター

(2) 生活必需品等救援物資の確保・輸送体制の確立

大規模な地震が発生した場合、流通経路の混乱等により、飲料水・食糧・生活必需品等の確保が困難となることが予想されます。このため、家庭や地域における備蓄を促進するとともに、各市町村における備蓄や、事業者等との物資供給協定による食糧等確保対策を進めます。また、救援物資等を迅速かつ円滑に被災者に届けることができるよう、輸送体制の確立を図ります。

【取組み】	現計画<<行程表>>								事前復興	DX GX	<<担当部局>>
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 家庭や地域における備蓄の啓発・促進 各家庭における3日分程度の生活必需品の備蓄や、地域における毛布・食糧等の備蓄の必要性を啓発・促進する。	促進								○		防災人材育成センター
2 津波一時避難場所等における物資備蓄の促進 市町村が地域住民と協働して取り組む、津波からの一時避難の際に必要な毛布や食糧等の備蓄を促進する。	促進										とくしまゼロ作戦課 事前復興室
3 食糧・生活必需品の確保のための協定締結の推進 食糧・生活必需品を確保するため、関係事業者・団体と生活必需品等の調達に関する協定の締結を推進する。	推進										企業支援課 農林水産政策課 もうかるブランド推進課 もうかるブランド推進課 次世代農業室
4 救援物資等の備蓄・輸送体制の確立 災害時物流体制確保マニュアルを策定し、国、県、市町村、県トラック協会などが連携し、災害時における効率的な物流体制を確保する。 <H29:災害時物流体制確保マニュアル策定→ H30～ 推進→ R5年度マニュアル改定>	推進	策定 推進	推進								とくしまゼロ作戦課
5 現物備蓄(ランニングストック)の確保 県と市町村において定めた備蓄方針に基づき、県の役割分の現物備蓄(ランニングストック)を確保する。	推進										とくしまゼロ作戦課

(3) ライフライン対策の推進

電気・ガス・水道等のライフラインの早期復旧に取りかけられるよう、各ライフライン事業者と連携を強化し、施設の耐震対策や復旧用資機材の整備を促進します。

【取組み】	現計画<<行程表>>								事前 復興	DX GX	≪担当部局≫
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 ライフライン事業者との連携の促進 「徳島県危機管理総合調整会議」を開催し、国・県・自衛隊・消防・海保・日本赤十字・ライフライン事業者等と実状の課題について、意見交換を行う。 ＜年1回開催＞	促進										危機管理政策課
2 重要な下水管渠の地震対策の実施 下水道管の破損等になる衛生面の悪化を防止するため重要な下水管渠の耐震化を進める。 ＜重要な下水管渠の地震対策実施率 R5までに78%＞	整備 66%	68%	70%	72%	74%	76%	78%	78%	○		水・環境課
3 農業集落排水施設の機能強化対策の実施 老朽化した集落排水施設への地震による被害を防止・軽減するため、施設の機能強化を進める。 ＜農業集落排水処理施設の(保全)機能強化着手地区数(累計) R5までに24地区＞	整備 11地区	12地区	13地区	14地区	15地区	17地区	19地区	24地区			水・環境課
4 ライフライン事業者との実践的な訓練の実施 ライフライン事業者と南海トラフ巨大地震等大規模災害を想定した実践的な訓練を実施し、地域防災計画の実効性を検証する。	実施										とくしまゼロ作戦課
5 沿岸市町におけるLPガス放出防止装置の設置の促進 LPガスボンベ転倒時の二次災害防止のため、LPガス放出防止装置の普及啓発を行い設置を促進する。 ＜H22:56.2%→H29年度までに沿岸市町における普及率100%＞	促進										消防保安課

6	水道事業体における「地震・防災対策」への支援の実施 「耐震化」・「応急対策行動計画」の推進に向けた講習会や給水訓練を開催し、水道事業体への支援を図る。 <1回開催/年>	推進									○		安全衛生課	
7	「徳島県水道ビジョン(仮称)」の策定 大規模災害に備えた「事前復興の構築」による水道事業の強靱化を推進するため、本県における水道事業の将来像を明確にした「徳島県水道ビジョン(仮称)」を策定する。													安全衛生課
					策定									
8	水道施設耐震化の促進 災害時に必要な拠点となる病院や避難拠点など、人命の安全確保を図るために、給水優先度が特に高い施設へ給水する管路について、優先的に耐震化を進め、確実に給水できる体制を目指す。 <H25:26.0%、R5:35.0%>	整備 32%	33%	34%	35%	35%	35%	35%	35%		○		安全衛生課	
9	水道応急対策の促進(水道応急対策に係る災害援助協定締結の促進) 関係団体と継続的な意見交換会を開催する。 <1回開催/年>	促進												安全衛生課
10	市町における「下水道業務継続計画(BCP)」の策定の促進 市町における下水道BCPの計画策定を促進するとともに、下水道BCPのPDCAサイクルによる継続的な運用・改訂を実施する。 <H27年度までに14自治体で策定(全自治体)→下水道BCPの策定率 H28:100%>	推進 100%												水・環境課
11	旧吉野川流域下水道における防災・減災対策の推進 旧吉野川流域下水道において、下水道BCPの継続的な運用・改訂や津波対策など、ハード・ソフト両面の防災・減災対策を推進する。	推進												水・環境課

(4) 生活環境対策の促進

大規模な地震が発生した場合、膨大ながれき類の発生と、し尿、ごみの急増などが予想されるため、市町村の震災時のごみ処理計画の策定支援や、広域処理のあり方について検討します。

また、生活環境の悪化が、感染症等のまん延をもたらすことも予想され、これを防ぐため、衛生・防疫対策を進めます。

さらに、最悪のケースを想定して、遺体の収容、検視、火葬のための手続きなどに迅速に対応できるよう対策を進めます。

【取組み】		現計画《行程表》							事前復興	DX GX	《担当部局》
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4			
1	市町村災害廃棄物処理計画の推進 大規模災害に対応した市町村災害廃棄物処理計画を推進し、訓練や研修などを通じて、災害廃棄物の適正処理を促進する。 <H28年度までに全市町村で策定>	策定	運用							○	環境指導課
2	県災害廃棄物処理計画の推進 県災害廃棄物処理計画を推進し、訓練や研修などを通じて、国や市町村を含めた災害廃棄物の広域処理体制を確保する。 <R3 県処理計画改定>	推進					改定	推進		○	環境指導課
3	徳島県環境整備公社が策定した事業継続計画の推進 (一財)徳島県環境整備公社が策定した事業継続計画の適切な運用を推進する。	促進									環境指導課
4	被災建築物解体マニュアル(アスベスト対策)の作成・指導 被災建築物の解体時にアスベストの飛散を防止するため、マニュアルを作成し、業者へ指導を行う。	指導								○	環境管理課 建設管理課
5	衛生・防疫体制の充実・強化 災害時における感染症の発生の予防、拡大を防ぐために策定したマニュアルに基づき、衛生防疫体制の充実強化を図る。	充実									薬務課 感染症対策課

6	災害時・避難所における感染予防対策の支援(再掲) 災害発生時の避難所において感染予防対策を支援する「とくしま災害感染症専門チーム」メンバーの研修・訓練を定期的に行い、体制の充実強化を図る。 ＜メンバーの研修・訓練等 1回以上／年＞	推進											感染症対策課
7	衛生・防疫用資機材の整備 県・市町村の防疫用資機材の保有状況を把握し、塩化ベンザルコニウムなどの必要な資機材を整備する。	整備											感染症対策課
8	遺体の身元確認等の体制づくりの推進 医師会や歯科医師会等関係機関と連携し、合同災害時遺体対応訓練を行うとともに、多数遺体の検視・検案・身元確認等に要する体制づくりを推進し、検視能力の向上を図る。	推進									○		警察本部捜査第一課
9	遺体の検視用資機材の整備 不幸にも命を落とした被災者の尊厳に配慮した収容・検視を行うため、検視用資機材の整備を図る。	推進											警察本部捜査第一課
10	徳島県災害時快適トイレ計画の推進 徳島県災害時快適トイレ計画及び同「アクションプラン」に基づき、トイレの確保や環境改善に関する施策を推進する。	策定	推進										とくしまゼロ作戦課
11	市町村のトイレ対策に係る総合窓口の設置率 市町村が、災害時のトイレに関する様々な問題に組織的に対応できる体制を構築するため、危機管理、上下水道、環境衛生、保健衛生、ライフラインなど、多岐にわたる総合調整を行う担当窓口の設置を促進する。	促進		100%									とくしまゼロ作戦課
12	市町村のトイレ確保・管理計画の策定 地域の状況を考慮し、避難所ごとの被害状況の想定を踏まえた、市町村ごとの「災害時のトイレの確保・管理計画」の作成を促進する。	促進		100%									とくしまゼロ作戦課

(5) 住宅確保・生活再建支援対策の推進

被災住宅や被災宅地の安全性を確認する被災建築物応急危険度判定士等の養成や技術向上を図るとともに、公営住宅の活用や応急仮設住宅など、被災者の住宅の確保を図るための対策を進めます。
また、被災者の生活再建をはじめ、心身の健康管理対策など、発災時から復興に至るまでの各段階において、被災状況に対応した支援を実施することにより、県民生活や地域コミュニティの早期回復を図ります。

【取組み】	現計画《行程表》								事前 復興	DX GX	《担当部局》
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 被災宅地危険度判定士の確保 被災宅地危険度判定士の養成などにより確保する。また、県外からの判定士を円滑に受け入れられる体制を充実する。 ＜被災宅地危険度判定士(確保人数):H22:353人→610人以上を維持＞	養成 490人	500人	610人	610人 以上を 維持					○		住宅課建築指導室 都市計画課
2 「応急危険度判定実施マニュアル」の作成 発災時に、被災建築物応急危険度判定士等が円滑な危険度判定を実施できるよう、市町村や県建築士会等と連携し、具体的な手続きを定める「応急危険度判定実施マニュアル」を作成する。	作成										住宅課建築指導室
3 応急仮設住宅建設の適地選定 県が行った南海トラフ巨大地震等の被害想定等を踏まえ、速やかに応急仮設住宅が提供できるよう各市町村における応急仮設住宅建設候補地について、利便性や安全性を考慮し、適地選定リストの見直しを行う。	推進								○		とくしまゼロ作戦課 都市計画課
4 応急仮設住宅の建設及び運用に係るマニュアルの周知 被災市町村において、迅速に応急仮設住宅を建設し、円滑な入居等運用が行えるよう、市町村や協力団体等の役割や手順等を整理したマニュアルの市町村への周知を図る。 ＜H25年度に策定＞	周知 促進										住宅課建築指導室 とくしまゼロ作戦課
5 損害保険協会等との連携による地震保険の周知・啓発 地震保険等への加入を促進するため、防災フェスタに相談ブースを設置するなど、損害保険協会等と連携し、地震保険の周知・啓発を図る。	周知 啓発								○		防災人材育成センター

6	「災害時保健衛生活動マニュアル」の普及啓発 災害時における保健衛生活動の指針となる「災害時保健衛生活動マニュアル」について、研修等を通じ、市町村や関係機関への周知に取り組む。	普及啓発								○		保健福祉政策課 健康づくり課
7	学校教育活動の早期再開に向けた計画の検討 県立学校における大規模災害時の教育活動再開計画の見直しを推進する。	推進								○		体育健康安全課
8	被災児童生徒等(震災孤児等)に対する就学支援対策の検討 被災児童生徒等が、希望を持って就学できるような経済的環境の支援や迅速な学用品等の供与など、就学支援対策を検討する。	検討								○		学校教育課
9	被災児童生徒等に対する心身両面からの支援体制の構築 被災児童生徒等の心身ともに健康な学校生活を送れるよう、支援体制の構築を図る。 <体制の整備・構築>	推進								○		人権教育課
10	特別な支援を要する児童生徒に対する支援体制の推進 特別な支援を要する児童生徒等に対する支援体制を構築するとともに、研修等を通して対応する教員等の人材育成を図る。また、地域と連携した防災学習や訓練等を実施し、特別支援学校における地域と協働の防災体制づくりを推進する。	推進										特別支援教育課
11	被災者生活再建支援制度の充実に関する要望 被災者生活再建支援制度について、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化などを国に要望し、制度の充実を働きかける。	要望										とくしまゼロ作戦課
12	被災者生活再建支援制度に関する研修の実施 被災者の早期の生活再建を支援するため、県や市町村において、被災者生活再建支援金の支給事務が適切かつ速やかに行うことができるよう研修等を実施し、支援制度の理解を深める。	実施								○		とくしまゼロ作戦課

13	住家被害認定調査職員の養成 大規模災害発生時に住家被害認定を行える人材を養成するため、県・市町村の税務職員等に対し、研修を実施することで調査員を養成し、名簿を作成する。 <住家被害認定調査員登録者 R5:400人を維持>	推進				400人	400人を維持	400人を維持	400人を維持	○		とくしまゼロ作戦課
14	大規模災害時資金安定供給連携協議会の開催 関係機関が連携して円滑な資金供給を行うため、大規模災害時資金安定供給連携協議会を開催する。 <毎年度開催>						開催			○		会計課
15	「AI資金コンシェルジュ」を活用した資金供給体制の構築 「大規模災害時資金安定供給連携協議会」が主体となり、災害時の相談にWEB上で24時間対応する「AI資金コンシェルジュ」を実装し、関係機関が連携した資金供給体制を構築する。 <「AI資金コンシェルジュ」の精度向上(年1回以上)> <定期的な資金安定供給訓練の実施(年2回以上)>						向上 1回/年			○		会計課
16	災害ケースマネジメント導入に向けた情報収集 災害ケースマネジメント導入に向け、「災害ケースマネジメント構想会議」に参加するとともに、先進地事例を収集する。							推進		◎		とくしまゼロ作戦課 関係各課
17	災害ケースマネジメント実施に向けた協議会の設置・運営 災害ケースマネジメント実施に向け、関係機関による協議会を設置するとともに、支援する側の「連携のあり方」や「支援体制」について検討する。							検討		◎		とくしまゼロ作戦課 関係各課
18	災害ケースマネジメントに係る支援ネットワークの構築 復興に向けた支援体制構築のため、行政、社会福祉協議会、ボランティア団体等の福祉を中心とした担当者による月1回のオンライン情報共有会議や多様な主体が参加する研修会等を開催する。							推進		◎		保健福祉政策課 健康づくり課
19	民間団体等と連携した被災者の住宅確保 徳島県居住支援協議会の参加団体である県内自治体と民間団体が連携し、災害時における被災者の住宅確保について情報共有していく。また、受皿となり得るセーフティネット住宅の登録を促進する。							推進		◎		住宅課

IV 進展する強靱な社会づくり

1 震災に強い産業対策・社会づくりの推進

(1) 企業における防災対策の推進

企業は、自らの被害を最小限に抑える取り組みを進めることはもとより、地域における応急・復旧作業などの「共助」の担い手としての役割も期待されています。このため、従業員の安全確保や二次災害の防止、事業継続計画（BCP）の策定等、企業における防災力強化のための取り組みを促進します。

【取組み】	現計画《行程表》								事前復興	DX GX	《担当部局》
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 事業継続計画(BCP)の策定の促進 県内企業における災害時の事業継続計画(BCP)について、大学や商工団体等と連携した研修・指導や認証制度の運用等により、策定を促進する。 ＜企業BCP認定企業数 3社/年＞	促進 認定 3社/年								○		商工政策課
2 建設業BCP(事業継続計画)の策定の促進 建設企業が地域防災の担い手として県民の期待に応えられるよう、「建設業BCP認定制度」を推進し、建設企業のBCP策定を支援する。 ＜建設業BCPの認定企業数 H24:99社 → H30:120社＞	促進		認定 120社						○		建設管理課
3 建設業BCP(事業継続計画)の推進 建設企業が地域防災の担い手として県民の期待に応えられるよう、「建設業BCP認定制度」を推進するとともに、策定されたBCPの実行性向上を図る。 ＜建設業BCP実行力向上研修受講企業数 R3～R5年度累計:90社＞						推進	60社	90社	○		建設管理課
4 港湾BCP(事業継続計画)の推進(再掲) 大規模災害時に、「救援物資の海上輸送」等の優先業務を継続させ、物流機能を早期に回復できるよう、「港湾BCP」の策定を推進するとともに、継続して検証・見直しを行う。 ＜港湾BCPを策定した防災拠点港数(累計) H27:2港→H29:3港＞ ＜継続して港湾BCPの改善を図る。＞	策定 2港	3港							○		運輸政策課
5 企業連絡会等の活用による啓発の実施 県営工業団地における企業連絡会等の活用や、自然災害に対する情報提供等、防災力を高めるための啓発を行う。	実施										企業支援課

13	高圧ガス・火薬類災害予防のための自主保安体制の充実 各事業所における、地震災害時の対応計画等の策定を指導する。	推進											消防保安課
14	企業の災害時・事故時の有害化学物質対策の推進 大規模事業所等を中心に進められている化学物質の漏洩防止や危機管理体制の構築、地域とのリスク情報の共有体制を確認・検証し、必要に応じて見直しを促す。 <漏洩事故対応体制及び災害時対策の確認・指導 20件/年>	指導					確認 指導 20件/年	確認 指導 20件/年	確認 指導 20件/年				環境管理課
15	企業によるリスクコミュニケーションの推進 化学物質のリスクについて、企業が行う地域住民との相互理解や意思疎通を図る取り組み(リスクコミュニケーション)に対しての指導・啓発を行う。 <事業所に対する指導・啓発20件/年>	実施 指導 啓発 20件/年											環境管理課
16	毒物劇物適正管理の指導・啓発の実施 毒物劇物の取扱・保管管理について指導啓発を行い、2次災害防止を図る。 <事業所の指導150件/年>	指導 150件/ 年											薬務課

(2) 農林水産業における防災対策の推進

津波や地盤沈下による農地の冠水・塩害被害を想定した対策の検討を行うとともに、農林水産施設の耐震化や漁村における津波対策のほか、BCP（事業継続計画）の策定等、被災からの早期復旧と業務の継続体制の確保を図ります。

【取組み】	現計画《行程表》								事前 復興	DX GX	《担当部局》
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 農業版BCP(業務継続計画)の策定 巨大地震による津波災害に備えるため、実地訓練等を通じて「農業版BCP」の実効性向上を図る。	推進								○		農山漁村振興課 経営推進課
2 早期排水機能復旧体制の整備 排水施設を管理している土地改良区等の統合整備を推進するとともに、排水機場の復旧に必要な資料のバックアップ等を行うことにより、被災が想定される施設の迅速な復旧、復旧後の運転管理も踏まえた体制整備を推進する。 ＜事業所に対する指導・啓発 20件/年＞	指導 啓発 20件/年								○		農山漁村振興課
3 種苗の迅速な供給等、再生産が可能な体制の整備 南海トラフ巨大地震等大規模災害に備え、農林水産物の優良種苗の確保や分散管理体制などの取り組みを推進する。	推進								○		畜産振興課 経営推進課
4 漁村における「防災・減災力向上施策」に対する支援の実施 「漁協版BCP」に位置づけられた漁業集落単位で、漁港や海上での避難行動のルールづくり、避難施設の整備、情報伝達体制の構築などを柱とする「防災・減災力向上施策」に対する支援を実施する。	推進								○		水産振興課
5 漁村における津波避難施設の整備、生産施設の耐震化等に対する支援(再掲) 漁業集落単位で、漁港や海上での避難行動のルールづくり、「漁協版BCP」の策定、「漁村防災・減災力向上計画」に位置づけられた避難施設(避難路の段差解消、手すりの設置等)の整備や生産・流通施設の耐震化等に対する支援を実施する。	推進								○		水産振興課

6	農林水産業関係団体におけるBCP(事業継続計画)策定の促進 県内各地域における中核的な事業組織体である農業協同組合等、農林水産業関係団体のBCP(事業継続計画)策定を促進する。	促進								○		農林水産政策課 水産振興課 農山漁村振興課
7	復興用木材の安定供給・森林災害等の復旧体制整備の推進 応急仮設住宅の供給等に資する木材の安定供給や、森林災害等の復旧作業に不可欠な先進林業機械等の整備を支援する。	推進										スマート林業課
8	被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知 被災した県内農林水産業者が早期経営再建を図るための融資制度の周知や各種情報を提供する。	推進								○		農林水産政策課
9	漁業版BCPの推進 災害発生後、漁業の早期再開を図るため、「漁業版BCP」に基づき、事前対策を推進する。	推進								○		水産振興課

(3) 災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築

太陽光や風力等の「自然エネルギー」の導入を促進し、「一極集中型」から「自立・分散型」への電力供給システムの転換を進めるなど、災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築を推進します。

【取組み】		現計画《行程表》							事前 復興	DX GX	《担当部局》
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4			
1	次世代エコカーによる災害時の電力供給 防災拠点や避難所への次世代エコカーによる電力供給の取組みを拡大する。 <H30年度までに全市町村>	8 市町村	16 市町村	24 市町村	推進						グリーン社会推進課 脱炭素推進室
2	イベントにおけるエコカーを活用した給電に関する啓発活動の実施 次世代エコカーの優れた蓄電・発電機能が災害時の非常用電源として有効活用できることについて、広く県民の理解を深め、普及拡大につなげるため、積極的な取組みの推進を図る。 <イベントにおけるエコカーを活用した給電に関する啓発活動の実施数(累計) R4:40件 R5:55件>						実施	40件	55件		グリーン社会推進課 脱炭素推進室
3	自然エネルギーによる災害時の電力確保 防災拠点や避難所へ太陽光パネルを設置する。 <R1年度までに105箇所>	92箇所	97箇所	100箇所	105箇所						グリーン社会推進課 脱炭素推進室
4	「自立・分散型電源」導入支援による電力レジリエンスの向上 地域防災力の向上を目指し、災害時の切り札となる自然エネルギーを活用した様々な「自立・分散型電源」導入支援事業を実施する <「自立・分散型電源」導入に対する取組支援(累計) R4:15件 R5:20件>						実施	15件	20件		グリーン社会推進課 脱炭素推進室
5	自然エネルギーによる農業水利施設等への電源確保の検討 自然エネルギーを利用し、農業施設の維持管理費の軽減を図るとともに、災害による停電時に農業水利施設等への電力供給を行うため、必要な調査を実施する。	推進									GX 農山漁村振興課

(4) 公共施設の長寿命化計画の推進

国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るために、国や地方公共団体等が「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進します。

【取組み】	現計画《行程表》								事前復興	DX GX	《担当部局》
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 漁港施設の老朽化対策の推進 漁港施設の機能の強化または回復を行うための老朽化対策に着手する。 ＜老朽化対策に着手した漁港施設(岸壁等)数(累計) H25:2箇所→R5:11箇所＞	5箇所	6箇所	7箇所	7箇所	8箇所	9箇所	11箇所	11箇所	◎		生産基盤課
2 漁港海岸保全施設の老朽化対策の推進 漁港海岸保全施設の機能の強化または回復を行うための老朽化対策に着手する。 ＜老朽化対策計画に着手した漁港海岸施設数 H25:0箇所→R2:11箇所＞	推進 4箇所	7箇所	11箇所	11箇所	11箇所						生産基盤課
3 道路施設の老朽化対策の推進 道路施設の長寿命化計画に基づく計画的な修繕を実施し、効果的な老朽化対策を推進する。 ＜老朽化対策に着手した道路施設(橋梁・トンネル等)数 H25:161施設→R5:603施設着手＞	推進 252施設	283施設	317施設	342施設	373施設	392施設	585施設	603施設			道路整備課
4 県営住宅の老朽化対策の推進 県営住宅の老朽化に備え、必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストを抑制するため、老朽化対策を推進する。 ＜老朽化対策に着手した県営住宅数(累計)H27:17団地→R5:30団地(H27年度廃止の11団地を除く)＞	推進 19団地	21団地	23団地	25団地	27団地	27団地	28団地	30団地			住宅課
5 長寿命化計画の策定 公共施設の老朽化に備え、構造物の長寿命化計画を策定する。 ＜H30年度に全ての公共土木施設の長寿命化計画策定＞	策定 99.1%	99.5%	100%						○		県土整備政策課

2 地震に強いまちづくりの推進

(1) 木造住宅等の耐震化の促進

昭和56年以前に建築され、耐震性が不十分な建築物については、地震による強い揺れにより倒壊の可能性があります。このため、「自助」（自分の命は自分で守る）として、住宅等の所有者には、その危険性を認識し、耐震化に取り組むことが強く求められています。また、住宅等の耐震化の気運を醸成するための普及啓発や耐震相談等を実施するとともに、倒壊のおそれのある木造住宅等の耐震診断や耐震改修を積極的に支援します。

【取組み】		現計画《行程表》							事前復興	DX GX	《担当部局》
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4			
1	住宅・建築物の耐震化や減災化についての普及啓発等の実施 県民や建築物の所有者に対し、耐震化や減災化の意義を啓発するとともに、併せて各種支援制度を積極的に周知する。	推進								○	住宅課建築指導室
2	「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」による耐震化の促進 県、市町村等で構成する「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」により、住宅等の耐震化施策を県内全域で積極的に展開し、耐震化を促進する。	推進									住宅課建築指導室
3	「耐震改修相談所」の充実 (公社)徳島県建築士会内に常設(月曜～金曜)の木造住宅の耐震相談窓口を、(一社)徳島県建築士事務所協会内に建築物耐震相談所(月2回)を設置し、県民や工事施工者等からの相談に応じる。 <耐震相談件数(累計) R5まで6,000件>	推進	3,200件	3,500件	3,900件	4,300件	4,700件	5,000件	6,000件		住宅課建築指導室
4	優良な耐震事業所による耐震改修の促進 耐震診断から耐震改修工事まで一貫して実施できる徳島ならではの優良な事業所を「耐震スーパーバイザー」として認定し、木造住宅の耐震化を促進する。 <H29(見込み):5事業所→耐震スーパーバイザー認定事業所数(累計) R2まで20事業所>		5事業所	10事業所	15事業所	20事業所					住宅課建築指導室

(2) 公共建築物等の耐震化の推進

災害時に、重要な防災拠点や被災者の避難所等となる、昭和56年以前の耐震性がない県や市町村の公共施設等については、耐震性を確保する必要があります。このため、県有施設の計画的な耐震化を推進するとともに、小中学校や社会福祉施設等公共施設の耐震化を促進します。

【取組み】	現計画<<行程表>>								事前復興	DX GX	《担当部局》
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 防災拠点等となる県有施設の耐震化の推進 防災拠点となる庁舎や、多数の県民が利用する県有施設について、全ての施設の耐震化を計画的に推進する。 ＜H22:72.2%→H30年度までに防災拠点等となる県有施設の耐震化率100%に向けて推進＞	推進							▶			とくしまゼロ作戦課 事前復興室
2 県立学校施設の耐震化の推進 災害時に多数の児童・生徒の安全を確保することや、被災者の避難所等となることから、前期に重点をおいた取り組みを行い、全ての県立学校施設の耐震化を計画的に推進する。 ＜H27:96%→H30年度までに県立学校施設の耐震化率100%＞	推進		▶ 100%								施設整備課
3 防災拠点等となる市町村公共施設の耐震化の促進 市町村災害対策本部となる本庁舎等、緊急性の高い市町村公共施設の耐震化を促進する。	促進							▶			とくしまゼロ作戦課
4 市町村公共施設耐震化促進支援センターによる耐震化の促進 「市町村公共施設耐震化促進支援センター」を設置し、市町村の公共施設の耐震診断・改修等の技術的支援を行い、耐震化を促進する。 ＜市町村が実施する公共施設の耐震化の促進を支援する。 (年度毎に市町村から依頼を受けた公共施設に対する支援を実施する。)>	推進							▶			営繕課
5 社会福祉施設の耐震化の促進 入所者の安全を確保するため、社会福祉施設の耐震化を促進する。 ＜耐震化促進 H28～R4年度 推進 R5年度 95.4%を耐震化＞	促進						93.5%を耐震化	▶ 95.4%を耐震化			国保・地域共生課 長寿いきがい課 障がい福祉課 こどもまんなか政策課 こども家庭支援課

(3) 大規模地震を想定した都市計画等の推進

大規模地震が発生した場合でも、住民の避難行動や救助・救出等災害応急活動に支障が発生しないよう、建築物の窓ガラス・外装タイル等の落下防止対策や不燃化対策、市街地のブロック塀等の倒壊防止対策を促進します。
また、避難場所となる公園等オープンスペースの整備を図るなど、大規模地震を想定したまちづくりを進めます。

【取組み】		現計画《行程表》							事前復興	DX GX	《担当部局》
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4			
1	建築物の窓ガラスや外装タイル等の改善指導の実施 3階建て以上の建築物で道路に面した部分について、地震時に落下の危険性のある窓ガラスや外装タイル等を調査し、基準に適合しない場合は改善指導を行う。										住宅課建築指導室
		推進									
2	大規模盛土造成地の調査結果の公表 大規模盛土造成地の有無等を調査し、住民への情報提供をホームページ等で行うことにより、防災意識の向上を図る。 <大規模盛土造成地の調査結果の公表率 H30:100%>										都市計画課
		推進 公表率 60%	80%	100%							
3	大規模盛土造成地の安全性の把握 大規模盛土造成地の住宅被害軽減に向け、地震時における盛土の安全性を把握するため、地盤調査や安定計算などを行う調査実施計画を策定する。 <大規模盛土造成地における調査実施計画の策定率 R4:100%>										都市計画課
							策定				
4	ブロック塀や石塀等の改善指導の実施 道路に面し地震時に倒壊の危険性のある、高さ1.2mを超えるブロック塀・石塀等を調査し、基準に適合しない場合は改善指導を行う。										住宅課建築指導室
		推進									
5	ブロック塀等の改善 地震発生時に避難路の安全を確保するため、避難路に面した倒壊のおそれのある民間所有のブロック塀等の撤去を促進する。 <撤去件数 R3～R5:500件(累計)>										住宅課建築指導室
							促進 150件	300件	500件		

13	<p>「都市計画区域マスタープラン」の見直し 徳島東部及び南部圏域の都市計画区域マスタープランの見直し等により、防災・減災対策を土台に据え、安全で快適に暮らせる効率的な都市形成を推進する。</p> <p>＜H29年度までに徳島東部及び南部圏域の都市計画区域マスタープランの策定＞</p>		策定									都市計画課
14	<p>「都市計画区域マスタープラン」の見直し 徳島東部及び西部圏域等の都市計画区域マスタープランの見直しにより、安全で快適に暮らせる効率的な都市形成を推進する。</p> <p>＜徳島東部及び西部圏域等の都市計画区域マスタープランの見直し数(累計) R3:4区域(池田・貞光・脇・藍住) R4:5区域(徳島東部)＞</p>					4区域	5区域					都市計画課
15	<p>「市町都市計画マスタープラン」の策定・見直しを促進 防災減災対策を踏まえた市町都市計画マスタープランの策定に向け、未策定の市町の支援を行うとともに、上位計画となる「都市計画区域マスタープラン」の見直しにより、各市町における見直しについて検証を推進する。</p> <p>＜H29年度までに策定(2市町)・見直し検証(12市町)＞</p>		策定・見直し検証									都市計画課
16	<p>津波浸水に対応した埋立造成 徳島小松島港津田地区における「津田地区活性化計画」に基づき、地域の防災力を高める。</p> <p>＜「津田地区活性化計画」の実現に向けた土地造成 H27:計画策定→H30:埋立概成＞</p>	推進		概成								運輸政策課
17	<p>立地適正化計画の策定等の支援 住民の生活利便性の維持・向上や防災まちづくりを進めるため、市町による立地適正化計画の策定等を支援し、持続可能な市街地の形成を促進する。</p>					促進						都市計画課

(4) 公共土木施設等の地震対策の推進

大規模な地震が発生した場合、河川、港湾、漁港などの公共土木施設等が、その機能を十分に発揮できるよう、岸壁などの現状を把握するとともに、緊急度の高いものから耐震化を進めます。

	【取組み】	現計画<<行程表>>							事前 復興	DX GX	<<担当部局>>	
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4				R5
1	国直轄事業による防災拠点港の岸壁の耐震化及び海上輸送拠点となる港湾施設の整備の促進 地震の揺れによる液状化等に対応するため、防災拠点港岸壁の耐震化及び海上輸送拠点となる港湾施設の整備を促進する。	促進				→						運輸政策課
2	ため池ハザードマップの作成の推進 決壊すると多大な影響を与えるため池ハザードマップの作成を推進する。 <R2年度までに120箇所(累計)実施>	実施 88箇所	96箇所	104箇所	112箇所	120箇所	→		○		生産基盤課	
3	漁港施設の耐震化の推進 地震・津波等に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、漁港施設の耐震診断結果等に基づき、地震・津波対策の整備を推進する。 <漁港施設の耐震化着手数 H25:2箇所→R5:11箇所>	整備 4箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	11箇所	11箇所	11箇所	→		生産基盤課
4	海岸・河川堤防等の地震・津波対策の推進(再掲) 海岸保全基本計画及び河川整備計画に基づき、緊急を要する海岸・河川堤防の整備を推進する。 <海岸・河川堤防等の地震・津波対策の実施数(累計) H25:8箇所→R5:30箇所>	推進 17箇所	19箇所	21箇所	23箇所	25箇所	26箇所	27箇所	30箇所	→	○	河川整備課 運輸政策課 生産基盤課
5	堤防・護岸・湾口防波堤等の整備の推進(林野海岸)(再掲) 海岸保全基本計画に基づき、林野海岸(潮害防備保安林)における、施設の点検、機能強化や防潮林の整備を推進する。 <毎年4海岸の施設点検を推進>	推進								→		森林整備課

6	国直轄事業による海岸堤防の整備の促進(再掲) 撫養港海岸において、堤防の液状化対策や老朽化対策を促進する。	促進										○		運輸政策課
7	国直轄事業による河川管理施設の整備の促進(再掲) 国直轄管理河川である吉野川、那賀川などにおいて、河川堤防の耐震対策や水門・樋門の自動化・遠隔操作化などを促進する。	促進										○		水管理政策課
8	水門・樋門等の自動化・閉鎖の推進(再掲) 海岸及び河川等における水門・樋門等の自動化・閉鎖を推進する。 <水門・樋門等の自動化・閉鎖率 H25:38%→R5:51%>	推進 43%	45%	46%	47%	48%	49%	50%	51%					河川整備課 運輸政策課 生産基盤課
9	迅速な陸こう等閉鎖のための運用の見直し(再掲) 常時閉鎖化を進めつつ、地震発生後、速やかに陸こうを閉鎖するため、陸こう等の運用の見直しを行う。	推進										○		河川整備課 運輸政策課 生産基盤課
10	河川水門の耐震化の推進(再掲) 津波の遡上が想定される河川において、緊急を要する河川水門の耐震化を推進する。 <河川水門の耐震化実施箇所数(累計) H25:4箇所→R3:13箇所>	推進 6箇所	8箇所	11箇所	11箇所	12箇所	13箇所					○		河川整備課
11	農業用ため池の整備の推進 農業用ため池について、緊急点検の結果を踏まえ、老朽化したため池の計画的な整備を実施する。 <着手施設数(累計) R5:85施設>	50施設	54施設	58施設	63施設	69施設	73施設	77施設	85施設			○		生産基盤課
12	土地改良施設の耐震化の推進 土地改良施設について、耐震診断の結果を踏まえ、計画的な耐震化を推進する。 <着手施設数(累計) R5:15施設>	耐震化 4施設	4施設	5施設	5施設	6施設	11施設	14施設	15施設					生産基盤課

13	<p>徳島小松島港沖洲(外)地区複合一貫輸送ターミナルへのアクセス向上に向けた臨港道路整備の推進</p> <p>徳島沖洲ICと複合一貫輸送ターミナルとを直結し、経済活性化と防災の両面に資する臨港道路を整備する。</p> <p><R3年度部分供用し、R4年度完成></p>						部分 供用	完成				運輸政策課
14	<p>5Gを活用した河川監視カメラの整備</p> <p>南海トラフ巨大地震の発生に伴い、河川を遡上する津波に対し、「切迫感」のある情報をリアルタイムに提供し、的確な対応及び避難行動につなげるため、5Gを活用した河川監視カメラを整備する。</p>						推進					河川整備課

(5) 土砂災害対策の推進

本県は山地が多く、全面積のおよそ8割を占めており、地すべりやがけ崩れ等の危険箇所への土砂災害対策が必要です。
このため、緊急度の高い危険箇所における被害拡大防止対策を実施します。
また、これらの危険箇所に関する情報を県民に提供し、県民自らが身を守るための取り組みを推進します。

【取組み】	現計画《行程表》								事前 復興	DX GX	《担当部局》
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			
1 土砂災害の危険性のある人家の保全対策の実施 災害時要援護者関連施設等の保全や、近年土砂災害が発生した緊急度の高い箇所における、被害拡大防止対策を重点的に実施する。 ＜H28:2,300戸→R5:2,650戸保全する＞	保全 2,300戸	2,350戸	2,400戸	2,450戸	2,500戸	2,550戸	2,600戸	2,650戸			生産基盤課 森林整備課
2 土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全 土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所を保全する。 ＜保全した要配慮者利用施設及び避難所数 H25:269施設→R5:340施設＞	実施 保全 286施設	293施設	305施設	310施設	315施設	325施設	335施設	340施設			砂防・気候防災課
3 土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進 土砂災害防止法に基づく基礎調査を推進する。 ＜H28年度に実施率100%＞	実施 100%								○		砂防・気候防災課
4 土砂災害警戒区域の指定の推進 土砂災害警戒区域の指定を推進する。 ＜R1年度指定率100%＞		実施 55%	70%	100%					○		砂防・気候防災課

5	市町村が行う土砂災害啓発マップの公表 市町村が行う土砂災害啓発マップを公表する。 <H29年度の公表率100%>	推進 83%	100%									○		砂防・気候防災課	
6	地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検マニュアルの運用 地震発生により危険性が高まる恐れのある土砂災害危険箇所の的確な対応や砂防堰堤等砂防設備の速やかな機能復旧を行うため、緊急点検の実施マニュアルを適切に運用する。	推進												砂防・気候防災課	
7	河道閉塞等の大規模土砂災害に対する訓練の実施(直轄砂防) 河道閉塞等の大規模土砂災害に対する緊急対応を迅速かつ的確に行うために、直轄砂防事務所、四国4県、関係市町村が連携して対応訓練を実施する。	推進												砂防・気候防災課	
8	深層崩壊対策の推進 深層崩壊対策として、国土交通省や農林水産省をはじめとする関係機関とともに、迅速かつ円滑な避難を確保するためのハード、ソフト両面の対策を推進する。	推進												生産基盤課 森林整備課 砂防・気候防災課	
9	土砂災害対策と併せて行う、避難路の保全(再掲) 災害発生時の円滑な避難を確保するため、地域防災計画に位置づけられた避難路について、土砂災害対策と併せて保全する。 <新たに保全された避難路の箇所数 R1:3箇所→R5:20箇所>						推進	15箇所	20箇所				○	砂防・気候防災課	
10	山地防災ヘルパーの認定 地域事情に精通し密接に関わっている住民や関係者を「山地防災ヘルパー」として認定し、災害時の情報収集をより早く行う体制整備を推進する。 <R5:200名>							推進	200名	200名				○	森林整備課
11	山地災害の危険性が高い箇所(山地災害危険地区)の調査・点検パトロールの実施 平時から山地に起因する災害に備え、山地災害危険地区の調査・点検パトロールを実施する。 <180箇所/年>													○	森林整備課
									実施 180箇所 /年						

12	山地災害危険地区における治山対策の推進 森林整備保全事業計画に基づき、事前防災・減災対策として、治山施設等の整備を推進する。 <R5: 736集落>						推進	734 集落	736 集落	○		森林整備課
13	祖谷川地区直轄地すべり防止事業の促進 大規模土砂災害による被害を最小限に抑えるため、国と連携して地すべり対策を推進する。						促進					森林整備課
14	阿津江地区直轄地すべり防止事業の促進 大規模土砂災害による被害を最小限に抑えるため、国と連携して地すべり対策を推進する。						促進					森林整備課
15	保安林指定の推進 森林を適正に管理・保全するため、保安林の指定を推進する。 <R5: 99,100ha>						推進	98,900 ha	99,100 ha			森林整備課
16	とくしま県版保安林の指定の推進 森林を適正に管理・保全するため、とくしま県版保安林の指定を推進する。 <R5: 675ha>						推進	600ha	675ha			森林整備課
17	間伐等の森林整備の推進 森林の持つ土砂の流出防止機能の維持・向上のため、間伐等の森林整備を推進する。 <間伐等森林整備面積累計 R3: 28,000ha R4: 29,000ha R5: 31,000ha>						推進	28,000 ha	29,000 ha	31,000 ha		スマート林業課
18	森林境界明確化の推進 間伐等の施業を開始するには森林境界が明確となっていることが前提となっていることから、森林境界明確化の増加に向けた取組を推進する。 <森林境界明確化実施率 R3: 49% R4: 50% R5: 54%>						推進	49%	50%	54%		スマート林業課

V 立ち上がる復興まちづくり

1 復興まちづくりの促進

南海トラフ巨大地震等大規模地震が発生した場合、全県にわたり甚大な被害をもたらすことが想定されます。このため、東日本大震災の被災自治体の取り組みを参考に、復興計画の検討項目の洗い出しや策定手順を明らかにすることにより、復興に早期着手するための取り組みを進めます。

【取組み】		現計画《行程表》							事前復興	DX GX	《担当部局》	
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4				R5
1	東日本大震災の被災自治体の復興計画の情報収集・分析 被災地の自治体が策定する「復興計画」の内容や計画策定までの経過、手法等の情報を収集・分析する。	収集分析										とくしまゼロ作戦課 事前復興室
2	南海トラフ巨大地震を想定した早期復興のための検討 被災地の自治体から得られる復興に関する教訓や課題を踏まえ、本県における南海トラフ巨大地震を想定した復興計画の検討項目や策定手順、復興のための組織体制などについて検討を行うとともに、市町村における事前復興の取組を促進する。	検討促進								○		とくしまゼロ作戦課 事前復興室
3	各分野の関係機関・団体等における、復興のための検討の促進 医療・福祉をはじめ、商工業、農林水産業、建設業など、各分野を代表する関係機関・団体等において、南海トラフ巨大地震で被災した際の迅速な復興に向けた検討を促進する。	促進								○		とくしまゼロ作戦課 事前復興室 関係各課
4	地籍調査の推進 震災等の大規模災害に備え、土地の境界を正確に復元でき、迅速な復興が可能となるよう、地籍調査を推進する。 <H22:29%→R5年度までに進捗率44%>	推進 35%	36%	37%	38%	39%	41%	42%	44%	○	DX	農山漁村振興課
5	防災・減災関連エリアの地籍調査の推進 防災・減災関連の「重点エリア」の地籍調査の推進を図る。 <毎年度15km ² の面積を実施>	推進								○	DX	農山漁村振興課

6	復興指針の策定 震災からの復旧及び復興を計画的かつ円滑に推進するため、県において、復興指針を策定し、市町村の事前の復興計画の策定を促進する。 <H28・29・30 復興指針検討、R元 復興指針策定>	検討	検討	素案策定	指針策定	促進				○		とくしまゼロ作戦課 事前復興室
7	復興まちづくりイメージトレーニングによる復興を支える人材育成 津波や活断層地震などによるあらゆる被害を想定し、復興課題を把握するとともに、各自治体において「平時のまちづくり」と「復興まちづくり」を行える人材を育成するため、「復興まちづくりイメージトレーニング」の実施や「学識経験者による講演会」を開催する。 <「復興まちづくりイメージトレーニング」等の参加者数(累計) R3:400人以上 R4:500人以上 R5:700人以上 >						400人以上	500人以上	700人以上	○		都市計画課
8	「フェーズフリー」の推進による県民防災力の強化 普段から利用しているモノ・サービスが災害時にも役立つよう、平時と災害時という状態や時期(フェーズ)の垣根を取り払い、県民防災力の強化につなげる。						推進					とくしまゼロ作戦課 事前復興室
9	地域継続体制の構築 地域継続推進協議会等を活用し、平時から事前復興に関わる機関が相互に「顔の見える関係」を構築しておく。							推進		◎		とくしまゼロ作戦課 事前復興室
10	復興訓練の実施 住民等との合意形成を図るためのイメージトレーニング等の復興訓練を継続的に実施しておくよう、市町村に対し助言・周知する。							推進		◎		とくしまゼロ作戦課 事前復興室
11	地域コミュニティの活性化による持続可能な地域づくり 表彰制度や国、関係団体による助成事業を活用しながら、地域コミュニティの維持・活性化に向けた取組みを支援するとともに、優れた取組事例を幅広く普及し、集落再生の実現を図る。							推進		◎		とくしまぐらし応援課

「とくしまー0（ゼロ）作戦」地震対策行動計画⁺（プラス）
（徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画）

編集・発行 徳島県危機管理環境部
とくしまゼロ作戦課 事前復興室

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話 088-621-2699
ファクシミリ 088-621-2849

E-Mail tokushimazerosakusenka@pref.tokushima.jp
